

第5章 現状・課題

(1) 保存（保存管理）

第1節 現状

烏山城跡は、公有地化がされておらず、90%以上が民有地となっているが、史跡指定とあわせて、地方公共団体である那須烏山市が管理団体として、指定地を一体的に保存管理していく。

また、必要な箇所を公有地化を図り、遺跡の復元整備を目指すものである。加えて、今後保護が必要と考えられる地域については、できるだけ早く追加指定を図るものである。

地上に露出した状態の遺構（土塁、堀、切岸、石垣等）については、維持管理を基本とし、本質的価値を構成する諸要素の価値を損なうことのないよう厳密な保存管理を行う。特に土塁や石垣については、近年頻発している地震、豪雨等の災害によって、盛土の流出や石材のズレ、植生による崩壊が懸念されており、早急な対策が必要である。

なお、確認調査によって発見された地下に残る遺構は、発掘調査後に不織布等でマーキングし、仮整備による盛土によって保護されている。

その際に出土した遺物については、現在那須烏山市教育委員会にて保管している。一括出土したかわらけなど、特徴的なもの一部は、旧向田小学校展示室「大昔の那須烏山がわかる教室」や「烏山学^{*}」などの教育普及活動にて、展示公開している。

発掘調査地点については、史跡指定に向けた必要最小限の確認調査を実施しており、部分的なトレンチ調査のみの実施であり、未調査部分が多く残されている。そのため全容は把握されていない。

現在史跡に指定されている範囲は、想定されている烏山城跡の北側およそ半分の範囲であり、同丘陵南側に連なると推測される砦や曲輪、要害等の関連遺跡群については明らかになっていない。しかしこれまでの調査研究の成果から、史跡指定地に隣接する南側は、烏山城跡と一体の遺跡と考えられるため、追加指定を進めていく予定である。

また、烏山城跡と周辺地域とのつながりを知るための調査により、同時期に使用されていたと考えられる周辺の城館や砦跡が那須烏山市内に30箇所以上確認されている。

※烏山学：

烏山高等学校では、「グローバル人材の育成」と「将来地域社会で活躍するリーダーの育成」という地域社会から期待される役割をより力強く果たすため、生徒を地域に送り地域に学ぶ地域課題解決型キャリア教育を行っている。

第2節 課題

適切な遺構の保存管理にむけて、本質的価値である地下の遺構・遺物を恒久的に保存するため、想定される現状変更の許可基準を明確にする必要がある。適切な遺物の収蔵管理については、一括した管理、収蔵場所の確保が必要である。長期間に使用されていた城跡であるため、遺物の種類も多く、今後それぞれに詳細な分類研究等を進め、烏山城跡の性格を示す重要な資料である。そのため、系統的に展示公開することにより、今後の調査研究に資することが求められる。また、金属製品については速やかに保存処理を行い、安定的な環境下での保管・収蔵が必要である。

これら遺物は、史跡指定地と一体となった効果的な活用のため、近接した場所での展示公開が最善である。

追加指定を予定している部分を含めた烏山城跡の全容を解明する調査研究を進めていくにあたり、

保存管理の観点の上で、必要に応じて未調査地点の発掘調査を実施していく必要がある。

史跡指定地内における烏山城跡を構成する様々な防御施設や建物の配置、規模等を確認する遺構確認調査の実施、さらに追加指定予定地などの史跡指定地外における範囲確認調査等の実施とともに、新出の絵図や古文書などの文献等の発掘、新資料の調査研究を進め、幅広い活用に向け烏山城跡の全容を解明することで、地域の実態に迫っていく必要がある。

史跡指定地外における発掘調査、調査研究によって新たな遺構・知見が発見された際の保存に向けた追加指定等の対応方針を定めておかなければならない。

表 18 保存管理に関する現状・課題の対応

現状	課題
①遺構は、薄い表土による現状保存によって保護されている。 史跡指定地は、約 95% 公有地化されていない。	①適切な遺構の保存管理 ・必要に応じて、公有地化が必要 ・適切な遺構の保存管理及び現状変更の対応
②遺構の経年劣化、災害による毀損が懸念されている。	②植生等による毀損などは、日頃の管理を適正に実施することで対応
③遺物は、那須烏山市教育委員会で保存管理し、一部が旧向田小学校展示室等で展示公開。	③適切な出土遺物の収蔵管理 ・一括した管理をするための収蔵施設の確保 ・史跡指定地に近接した場所での展示公開
④烏山城跡には、未調査の地点があり現状保存されている。	④未調査地点における、保存管理、整備活用に向けた調査が必要 ・整備活用や追加指定等に向けた確認調査 ・新出の文献等の周辺城館の実態等の発見を含めた多様な調査研究 ・追加指定の対応方針策定

(2) 活用

第1節 現状

烏山城跡の存在については、所在地を地元では「お城山」と呼んでいたことから地域で愛着を持たれていた。しかし、平成17(2005)年に那須烏山市が誕生し、平成21(2009)年の確認調査が実施されるまで、本格的な調査が行われたことはなく、実態が全く知られていなかった。

「那須記」などの後世の伝承をもと平成30(2018)年に築城600年記念イベントを実施したことで、市内外からの関心が高まり、令和5(2023)年3月20日に史跡に指定された。

本質的価値を活用した取り組みとして、烏山城跡への関心の高まりに伴い、関連するシンポジウムや講演会、展示会、現地見学会などを行っている。

歴史・文化遺産としての活用の取り組みとして、烏山城跡の発掘調査開始を契機として、これを本市の歴史資産として位置付け、関連する城主、一族や寺社などを素材としてまちなか散策などの活用が行われている。

しかし、大部分が民有地であることや、史跡内の通路の整備、駐車場やトイレなどの便益施設の整備が不十分であることから、史跡を訪れる人が増加しない。

また、来訪者への案内・ガイドについては、民間的那須烏山ふれあいガイドの会所属のガイドが希望のあった団体や個人に対してガイドを実施している。しかし、山城ということもあって、ガイドの高齢化も進んでいることなどからガイドの実施は困難な状況になってきている。また別に、那須烏山市教育委員会生涯学習課文化財グループ学芸員によるガイド派遣を実施しており、学校関係や生涯学習、公民館講座などとあわせて活用を進めている。

記念品の販売等もあり、御城印は那須烏山市観光協会で購入しており、登城証明書については、現地に登城していただき、それを写真で証明すると無料配布するものなどを行っている。

さらに、烏山城跡の地形・地質から、那須烏山ジオパーク構想において、歴史資産も見ることができ見学ポイントとなっており、ジオパーク講座の一端として活用されている。

そこで、地域の魅力を発信する空間としての活用として、新たに史跡指定地になった範囲は、地域の魅力あるシンボリックな場所としての活用が求められている。除草作業や倒木除去など実施し、現地の顕彰に努めているが、見学等を除く現地の活用は民有地であるため行われていない。史跡烏山城跡の本質的価値を顕在化させるための本格的な史跡の活用は、史跡指定地の公有地化を含め今後の整備や活用への検討が必要である。

史跡指定地は、周辺の道路及び鉄道からのアクセス等の利便性が比較的良好で、市役所庁舎新設、(仮)那須烏山市歴史資料館新設事業の検討に伴い、市の第3次総合計画による新しいまちづくりが進められており、コンパクトシティとしての活性化が想定される。

表 19 これまでの取り組み

取り組み	主体
史跡指定記念講演会	那須烏山市教育委員会 生涯学習課
発掘調査現地説明会	那須烏山市教育委員会 生涯学習課（文化振興課）
出土品速報展	那須烏山市教育委員会 生涯学習課（文化振興課）
成果報告講演会	那須烏山市教育委員会 生涯学習課（文化振興課）
現地見学会（各種）	那須烏山市教育委員会 生涯学習課（文化振興課）
烏山学	栃木県立烏山高等学校
市内文化財巡り	那須烏山市教育委員会 生涯学習課（文化振興課）
公民館講座	那須烏山市教育委員会 生涯学習課
なすからフェスタ	那須烏山市観光協会
山あげ会館特別展	那須烏山市観光協会
御城印の販売	那須烏山市観光協会
クリアファイル販売	那須烏山市教育委員会生涯学習課、那須烏山市観光協会
登城証明書の配布	那須烏山市教育委員会生涯学習課（無くなり次第終了）
築城 600 年事業	那須烏山市役所
各種研修の講師	那須烏山市教育委員会 生涯学習課（文化振興課）
古地図でまちあるき	那須烏山市教育委員会 生涯学習課（文化振興課）
市内小中学校郷土教育	那須烏山市教育委員会 学校教育課、各学校



活用に向けて 1000 枚を無料発行

第 72 図 烏山城跡登城証明の発行事業

第2節 課題

史跡指定は到達点ではなく出発点であることから、史跡としても活用の継続として、これまで単体で行われてきたシンポジウムや講演会等を継続的に行い、烏山城跡の本質的価値を伝えるためにも普及啓発の推進に努める必要がある。

また、今後の調査研究の成果を踏まえつつ、その成果等を正確かつ分かりやすく情報発信する必要がある。そのためには、「学校教育」「社会教育」「地域における活用」など対象ごとに活用方法の検討が求められる。

歴史・文化遺産としての活用の推進について、烏山城跡に結びつけやすく、わかりやすいキーワードである「那須与一」「那須家」や「山城」を素材とした活用を市民等と協働しながら継続的に展開し、烏山城跡への親しみやすさを醸成することが求められる。

また、「那須烏山ジオパーク構想」に基づき、この地域の地形・地質といった特徴も活かしながら地域発展に向けた新たな取り組みを烏山城跡で実践していく必要がある。

烏山城跡以外の様々な地域の歴史・文化遺産と連携していくためにも、「学校教育」「社会教育」における積極的な活用や那須烏山地域の中心的、シンボリックな歴史・文化遺産として、まちづくりに寄与できるようなユニークベニュー[※]の取り組みなど様々な活用を推進する必要がある。そのためにも、史跡指定地は、歴史・文化遺産のネットワーク構築における中心拠点として、ゲートウェイ機能（多様な文化遺産等をつなぐきっかけ・役割）を持たせることが肝心である。

今後、周辺史跡や関連する文化財などの多様な文化遺産と連携した活用が可能な周遊コースを設定するや関係人口創出に向けた観光振興など、広域的な活用にもむけての検討が必要である。

地域の魅力を発信する空間としての活用の検討として、史跡指定によって、今後の活用によって魅力ある空間になりうることから、「学校教育」「社会教育」「地域における活用」の対象ごとの活用方法を検討する必要がある。特に、将来の史跡整備では、地域における利用を視野に入れた活用のあり方を検討することが重要である。

※ユニークベニュー：

ユニークベニューとは、特別な（ユニーク）会場（ベニュー）という意味。ヨーロッパで生まれた考え方で、歴史的建造物・神社仏閣・城跡・美術館・博物館などの独特な雰囲気を持つ会場で、会議・レセプション・イベント等を実施することにより、特別感や地域特性を演出することを目的としています。

このような目的で、本来の用途とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される会場を「ユニークベニュー」と呼んでいる。

表 20 活用に関する現状・課題の対応

現状	課題
<p>①烏山城跡の本質的価値を活用した様々な取り組みが市内で実施されている。</p>	<p>①烏山城跡の本質的価値を伝える活用の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地及びその他施設を活用した本質的価値の普及啓発の推進 ・「学校教育」、「社会教育」、「地域における活用」など対象ごとの本質的価値を伝える活用の推進 ・調査研究の成果の継続的な普及啓発
<p>②烏山城跡の大部分が民有地</p>	<p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般人が訪れにくい。 ・ガイドや案内人の不足
<p>③烏山城跡の活用が整備不足で進んでいない。</p>	<p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内の通路の整備、駐車場やトイレなどの便益施設の整備が不十分である。 ・継続的な活用に至っていない。 ・城跡としてのみの活用。 ・文化財や歴史文化を活かした観光・交流の展開が検討されていない。 ・城跡に関連した周遊ルートの未設定
<p>④地域の魅力を発信する空間として史跡指定地の活用が求められている。</p>	<p>④地域の魅力を発信する空間としての活用の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育」、「社会教育」、「地域における活用」の利用主体ごとの活用方法の検討 ・地域での活発な連携・利用を視野に入れた魅力ある空間としてのあり方の検討 ・周辺の文化財や観光資源等、及び市域内外の関係する文化財とのネットワークがない

(3) 整備

第1節 現状

保存のための整備に関する現状として、本質的価値を構成する要素となる遺構・遺物を保存するための整備は、公有地化を含めこれからである。

指定地域に関しても、長期間埋もれていた山林であるため、土地の特定に登記された番地、地目等はあるが、現地では地境が隣接地権者同士で未確認である。そのため、早急な境界測量等の実施が必要である。

活用のための整備に関する現状として、史跡指定地は埋もれたままの未整備の状態にあるが、仮設の案内説明板、通路フェンス等の設置を行い、将来の史跡整備までの間、来訪者や地域への周知に努めている。

また、史跡指定地は、那珂川県立自然公園でもあることから、自然環境の地域学習等の活用も視野に入れた環境に配慮した整備を検討する。

指定地内には、栃木県が設置した「関東ふれあいの道」事業による通路が市有地である通路部分を活用しているが、通路以外は民有地であるため現状は史跡指定地内には、日常的に立ち入りはできない。

そのため、本質的価値を伝える遺構復元や活用拠点となる施設、史跡指定地にアクセスするための案内板等の具体的な整備は、将来の史跡基本構想や整備計画で検討することになる。

史跡内の現状通路



太鼓丸前の通路



吹貫門脇石垣前の通路



本丸内の通路



本丸と古本丸の間の通路

第2節 課題

保存のための整備は、公有地化が未実施のため、実施されておらず、地下の遺構・遺物の保存は調査前の現状の回復程度である。そのため、活用のための整備についての課題を整理する。

本質的価値を伝える整備について、史跡指定地は、山城であり、急峻な崖や砂防施設の存在などから、暫定的な公開となっているが、史跡としての本質的価値を継続的に伝える必要がある。

そして、将来の史跡整備にあたっては、これまでのような現地での単なる復元だけではなく、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）、MR（複合現実）といったXR（クロスリアリティ）といった先端技術も駆使した復元整備等を行い、その本質的価値を、分かりやすく視覚的に伝えるため、発掘調査や既往の調査研究の成果を踏まえ、学識経験者や文化庁等の意見をもとに調査整備指導委員会の助言を得ながら整備方法を検討する。

また、史跡烏山城跡だけではなく、本来一体として捉えるべき城下町についても関連付け、より幅広い保存活用に向けた整備を検討し、周辺地域を巻き込んだ恒久的な活用を模索する。

XR (Cross Reality / Extended Reality)

現実の物理空間と仮想空間を組み合わせる技術（VR、AR、MR）の総称。



VR (Virtual Reality : 仮想現実)

専用の機器を装着することで、仮想空間を現実のように知覚できる。



AR (Augmented Reality : 拡張現実)

スマートフォンなどを通して見た現実空間に、仮想空間を融合できる。



MR (Mixed Reality : 複合現実)

現実空間を拡張するだけでなく、仮想空間を共有したり、操作することができる。

第73図 XR（クロスリアリティ）の説明図

史跡の本質的価値を補完できるよう、出土遺物の収蔵保管及び展示公開のため、新資料館構想を含めたガイダンス施設の設置やその機能、展示等の方針などのあり方を市総合計画に則り検討する。

本市の歴史・文化遺産の活用のためのネットワーク拠点として魅力ある整備を進めるために、学校からの見学や家族連れなど市内外からの訪問者が快適に史跡を見学できる駐車場、本物の城跡を体験できるような散策通路や多くの世代に気持ちよく使用して頂けるトイレなどの便益施設等の整備を検討する。

また、史跡指定地及び周辺地域においては、最寄り駅（JR烏山駅）から史跡へアクセスするための案内板や方向サイン等を那須烏山市のサイン計画に沿って設置する必要がある。

最後に、地域の魅力ある空間へ発信のための整備として、良好な城跡であることを活かし、整備は

将来的な活用を見据えた上で本物の城跡を体験できるような整備に向け、市総合計画の方針に則り、市民との協働のもと、活用・整備のアイデア創出し、それらを活かした地域のシンボリック的存在として、地域の魅力を高める空間となるような整備方法を検討する。

表 21 整備に関する現状・課題の対応

現状	課題
<p>①保存のための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有地化未実施のため未着手。 ・地下の遺構・遺物を保存するための整備も未実施。 	<p>①恒久的な保存のための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早急な史跡境界確定と公有地化の実施。 ・地下の遺構や遺物の保存管理を適切に進める。
<p>②活用のための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮整備として、案内説明板の設置等を行い、史跡整備までの来訪者、地域への周知に努めている。 ・史跡整備完了までは暫定的な公開を継続的に行う。将来の史跡整備に向けた具体的な内容を検討する必要がある。 	<p>②-1 本質的価値を伝える整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査や既往の調査研究の成果、指導委員会や文化庁等の意見をもとに、整備方法を検討。
	<p>②-2 歴史・文化遺産の活用拠点としての整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化遺産のネットワーク中心拠点となる整備。 ・快適に史跡見学できる駐車場、散策通路や便益施設等の整備。 ・最寄り駅から史跡へアクセスするためのサイン看板等の整備。
	<p>②-3 地域の魅力ある空間の発信のための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の憩いの場となるような整備の検討。 ・地域の魅力を高めることができる整備の検討。

(4) 運営・体制の整備

第1節 現状

史跡化に向け平成30(2018)年に開催した築城600年事業を契機として、様々な団体により烏山城跡に関する講演会や城跡見学会などで活用の取り組みが始まった。これにより市民や地域等のこれまで潜在的であった烏山城跡の関心が高まった。

また、史跡指定記念事業をはじめとする普及啓発事業に市内外から多くの参加者が得られていることや、史跡に関する疑問・質問の問い合わせの更なる増加などからも期待が高まっている。

この市民や地域等の関心の高まりを集約するため、今後、史跡指定地を拠点として、自発的に史跡を保存活用できるような体制が必要である。

また歴史・文化遺産を恒久的に活用ためのボランティアの創設についても、活動の場の1つとして史跡を位置づけ、将来的なガイダンス施設や(仮称)歴史資料館等を見据えた、さらなる組織充実が求められる。

第2節 課題

保存活用の体制づくりが最重要課題である。烏山城跡は新たに史跡になったもので、保存活用の体制の構築はこれからである。

保存管理及び整備の主体者である那須烏山市と、活用の主体者となる市民、地域や教育関係者等が連携し、快適な史跡環境の維持向上や、市民協働による保存活用の体制のあり方を検討するとともに、その体制づくりの支援を行う必要がある。そのためにも管理体制の確立を段階的に進め、多くの市民が史跡に触れる機会の拡大を検討する。

そのためにも、管理団体である那須烏山市役所内部の連絡調整を行う等の共通認識を形成したうえで適切な管理推進に努める。

表 22 運営・体制の整備に関する現状・課題の対応

現状	課題
保存活用する運営方法及び体制のあり方の検討が必要である。	保存活用の体制づくり ・保存管理、整備の主体者である那須烏山市と、活用の主体者となる市民・地域や教育関係者等が連携した活用体制の構築。

第6章 大綱・基本方針

(1) 大綱

前章で整理した史跡烏山城跡の現状と課題をふまえ、史跡烏山城跡がめざす将来像への基本理念を「大綱」として提示する。

さらに、この大綱を達成するために、「保存管理」、「活用」、「整備」、「保存活用のための運営・体制」の観点でそれぞれの基本方針を定める。

烏山城跡の保存活用大綱（基本理念）

烏山城跡の本質的価値を守り伝えるとともに、広く全国に発信する。そのため保存管理を適切に行うとともに、烏山城跡と関連する自然・歴史・伝統文化といった様々な地域の文化遺産との連携を図る。那須地域を代表する貴重な地域遺産としての価値を高め、継続的かつ計画的な活用及び整備を進める。

5つの柱

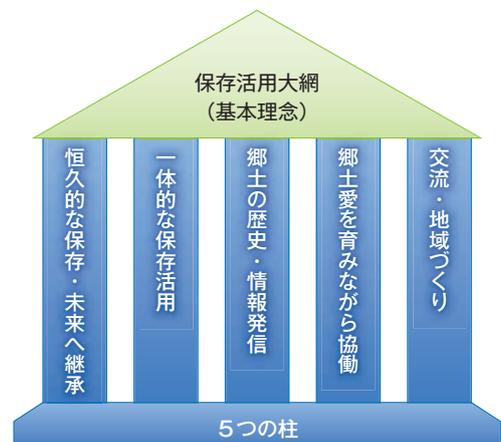
- ・ 史跡の恒久的な保存と未来への継承を図る。
- ・ 追加指定を目指す範囲を含めた範囲の保護を図り、一体的な保存活用を推進する。
- ・ 郷土の歴史を学ぶ拠点として、常に情報発信が図れる学習活動の場とする。
(GIGA スクール構想*や那須烏山デジタル博物館、観光周遊ナビとの連動)
- ・ 多くの市民が健康に留意し、共に郷土愛を育みながら協働できる保存活用を目指す。
(市総合計画では、まちづくりの主役は市民であるため、市民一人ひとりの知恵と力を結集した持続可能なまちづくり、史跡内通路を活用した健康増進、「文化財活かし隊（市民有志の環境整備隊）」)
- ・ 史跡周囲の多様な地域遺産や、それに関連する人々との交流や地域づくりを推進する。

※GIGA スクール構想：

GIGA は「Global and Innovation Gateway for All」の略で、「全ての人にグローバルで革新的な入口を」という意味が込められている。文部科学省では、「多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」という意味でつかわれている。ICTとは「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳されます。



第74図 GIGA スクール構想



第75図 大綱のイメージ

(2) 基本方針

第1節 保存管理

大綱で示した「烏山城跡の本質的価値を守り伝える」ために、その構成要素となる「Ⅰ. 適切な遺構と遺物の保存管理」と、将来の「Ⅱ. 烏山城跡の全容を解明」を保存管理の基本方針とする。

「保存管理」の基本方針（第7章 保存（保存管理）へ）

- Ⅰ. 烏山城跡（遺構・遺物）を適切に保存管理する。
- Ⅱ. 烏山城跡の全容を解明する。

第2節 活用

大綱で示した烏山城跡の「広く全国に発信」し、継続的かつ計画的な活用を達成するため、「Ⅰ. 烏山城跡の本質的価値の活用を推進」し、「Ⅱ. 自然・歴史・伝統文化といった様々な地域遺産と連携しての活用」と「Ⅲ. 地域の魅力を発信するシンボリックな空間としての活用」の推進を活用の基本方針とする。

「活用」の基本方針（第8章 活用へ）

- Ⅰ. 烏山城跡の本質的価値を伝える活用を推進する。
- Ⅱ. 自然・歴史・伝統文化といった様々な地域の文化遺産と連携しての活用を推進する。
- Ⅲ. 地域の魅力を発信するシンボリックな空間としての活用を推進する。

第3節 整備

大綱で示した烏山城跡の継続的かつ計画的な整備のため、烏山城跡と関連する地域の自然・歴史・伝統文化といった様々な地域の文化遺産へと視野を広げ、「Ⅰ. 烏山城跡の本質的価値を伝える整備」、「Ⅱ. 烏山城跡が恒久的に保存活用されることを目指した整備」、「Ⅲ. 地域の魅力を発信する空間としての整備」の3つを整備の基本方針とする。

「整備」の基本方針（第9章 整備へ）

- Ⅰ. 烏山城跡の本質的価値を伝える整備を行う。
- Ⅱ. 烏山城跡が恒久的に保存活用されることを目指した整備を行う。
- Ⅲ. 地域の魅力を発信する空間としての整備を行う。

第4節 保存活用のための運営・体制

大綱で示した烏山城跡の「那須地域を代表する貴重な地域遺産としての価値を高め、継続的かつ計画的な活用及び整備を進める」ため、「Ⅰ. 烏山城跡の適切な保存活用を推進できる運営体制の構築」を保存活用のための運営・体制の構築を基本方針とする。

「保存活用のための運営・体制」の基本方針（第10章 運営・体制へ）

- Ⅰ. 烏山城跡の適切な保存活用を推進できる運営体制を構築する。

第7章 保存（保存管理）

（1）保存管理の方向性

「保存管理」の基本方針

- I. 烏山城跡（遺構・遺物、出土遺物）を適切に保存管理する。
- II. 烏山城跡の全容を解明する。

上記の基本方針を達成するための「保存管理」の方向性は以下のとおりである。

【方向性】

- I. 烏山城跡の本質的価値とその構成要素を損なうことなく保存をするため、文化財保護法に基づく現状変更の許可に関する取り扱い基準等（本章第2節）に基づき、史跡を適切に保存管理する。

さらに、烏山城跡の本質的価値を構成する石垣や堀、大小の曲輪等の遺構や、かわらけや陶磁器等の遺物についても、適切に保存管理できるよう検討する。

- II. 烏山城跡の本質的価値をさらに明らかにするため、考古学、文献史学、歴史地理学^{*}、地形・地質学^{*}などによる総合的かつ計画的、継続的な調査研究を進める。

史跡指定地外に広がる烏山城跡について、遺跡の一体的な保存活用のためにも追加指定を目指し、全容を解明するための発掘調査を実施する。さらに発掘調査及び研究の成果を踏まえ、烏山城跡の適切な保存に向けた追加指定等の基本的な方針を城下町や関連する城館等も考慮し検討する。

※歴史地理学：

過去の環境・景観・地域・空間などを研究対象とする地理学のひとつの分野。

※地形・地質学：

人間生活の舞台となる地形、およびそれを構成する地質（地層・岩石）と、それと人間生活との関連性について理解する学問。（「第3節 指定に至る調査成果 ①自然的調査の成果」を参照）

（2）保存管理の方法

第1節 烏山城跡を構成する諸要素と保存管理の方法

史跡の本質的価値を次世代へと確実に伝達するため、「第4章 史跡等の本質的価値」で、烏山城跡を構成する諸要素を、範囲に関わる区分として、史跡指定地内の「史跡を構成する諸要素」と、史跡指定地外の「史跡の周辺を構成する諸要素」に大別し、価値に関わる区分として、史跡の本質的価値を構成する要素と本質的価値以外の諸要素に分類した。その結果、「史跡を構成する諸要素」の中では、「A 本質的価値を構成する諸要素」、「B 本質的価値に準ずる諸要素」、「C 保存活用に関連する諸要素」、「D その他の諸要素」の4つに区分し、「史跡の周辺を構成する諸要素」では、「E 保護を要する諸要素」、「F 保存活用に資する諸要素」、「G 周辺地域の諸要素」に区分し、全体をAからGの7区分に整理した。

この各分類内容とその史跡を適切に保存管理するための方法は、①本質的価値を構成する諸要素と②本質的価値を構成する要素以外の諸要素に大別し下記のとおりとする。

①本質的価値を構成する諸要素

烏山城跡の本質的価値を構成する諸要素である地形・地質、遺構、遺物については、現状保存が原則であり、それらに影響を与える現状変更はできない。将来の追加指定地においても同様である。地上や地下の遺構・遺物に影響を与える可能性がある場合は、事前に発掘調査を行い、保存に影響のないことを確認する。現状の史跡指定地は、地下の遺構・遺物は表土（表土から遺構面までの層厚が極めて薄い）によって保護する。そのため、将来の本格的な史跡整備においては、確認調査を実施しその成果に基づき、遺構・遺物に影響を与えない範囲で部分的に盛土を施すなどした整備を検討する。

ア. 日常的な維持管理

石垣や土塁等の経年変化を定期的に観察し、適切な保存管理を行う。また、公有地化された範囲については利用者のための安全管理を行う。そのために管理に必要な調査の実施や管理に向けた台帳等の作成を進められるよう検討し、必要に応じた防災・減災に向けた設備の設置も期する。

また日常的な維持管理の継続を配慮した、見学者などの利用者通路とは別に、維持管理のための作業用通路の設置を、登城口（七曲口、十二曲口、釜ヶ入口）を中心に検討を進める。

イ. 植生管理

遺構・石垣の保存上影響のある危険木、及び遺構・石垣を視認する上で支障となる危険木については、適正な手続きのうえ伐採を行う。また、史跡内の樹林地で樹木密度が高い場所や枝が茂りすぎている樹木については間採や剪定を行い、堀・土塁や曲輪の形状などが、視認できるように維持管理する。

さらに、史跡指定地内外からの眺望や景観に配慮し、観光、地域学習や健康増進等の活用に向けた間伐や、城として使用していた当時の状況に配慮しながら健全な森林環境を目指すための間伐等を含めた管理を進める。

新たな植樹は、遺構の保護を前提として、絵図や古写真を参考に検討する。

史跡公園^{*}化に向けて必要な植栽管理を行いながら、城跡を感じることでできる植樹も検討する。そのため、石垣等の遺構見学ができるように間採や剪定、危険木の除去等を行いつつ、史跡としての歴史を感じる巨樹はできるだけ保護を行う。

生態系における希少種に関しては、那珂川県立自然公園内であることから、保存が大前提である。また史跡公園として必要な草花の植栽についても、環境保全に留意し史跡の保護のうえで可能な範囲で実施する。

史跡指定域は那珂川県立自然公園内であることから、通路や見学場所など史跡を体感するゾーンや便益施設を検討する活用ゾーンを除き、周辺との調和や景観向上、騒音対策のために、これらのゾーンと周辺道路や隣接する住宅地との緩衝帯となるような樹木植栽や伐採等を行う保存するゾーンに配慮し、植生の管理を進める。

※史跡公園：

ここで言う史跡公園とは、史跡の文化遺産としての保護維持と史跡の継承を目的として設置される公園。

②本質的価値を構成する要素以外の諸要素

烏山城跡の「A 本質的価値を構成する要素」以外の諸要素のうち、「B 本質的価値に準ずる諸要素」については、「A 本質的価値を構成する要素」に準じるものであり、地下遺構であることから同様のものとする。「E 保護を要する諸要素」、「F 保存活用に資する諸要素」、「G 周辺地域の諸要素」は

指定地外のため、史跡の保存には影響を与えない。「C 保存活用に関連する諸要素」、「D その他の諸要素」については、新たに設置する「保存活用するために必要な要素」と「その他の要素」に分ける。

「保存活用するために必要な要素」は、「保存管理に必要な要素」（管理用通路、雨水排水路、フェンス、土地境界標等）と、「本質的価値を伝えるために必要な要素」（史跡標識、史跡説明板、活用のための通路等）に、それぞれ分類して適切に管理する。そして、「その他の要素」は、本質的価値に直接かかわらない要素で、既存の貯水池、配水施設やその他工作物がある。当面の間は原則現状維持とし、新たな設置は認めない。

なお、将来公有地化後に実施される本格的な史跡整備においては、新たな施設の整備や既存施設の撤去、移築等の可能性があるが、それらに伴って加わる諸要素の具体的な保存管理の方法は、今後策定する整備基本計画等で検討する。

表 23 史跡を構成する要素の保存管理

構成要素の分類		保存管理の方法	
構成する要素	本質的価値を	烏山城跡に関する地下に存する遺構・遺物（「地下の遺構・遺物」）	<ul style="list-style-type: none"> ・現状保存が原則である。 ・現状は表土下にあるが、現状変更の必要が生じた時は、事前に発掘調査を行い、地下の遺構・遺物の保存に影響のないことを確認する。
		採取された遺物：土器や陶磁器、金属製品等	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に保存管理し、公開等の活用、調査研究に備える。
本質的価値を構成する要素以外の諸要素	保存活用するために必要な要素	①保存管理に必要な要素	1)管理用通路 2)雨水排水路 3)フェンス 4)土地境界標 5)車止め <ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とするが、本格的な史跡整備等で変更の必要が生じた時は、史跡の保存活用に影響がないよう設置場所を検討する。
		②本質的価値を伝えるために必要な要素	1)史跡標識 2)史跡説明板 3)史跡案内板 4)遺構平面表示 <ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を伝えるために必要なものであるため、史跡の保存活用に影響がないよう設置場所を検討する。
	その他の要素	貯水池、配水施設、水路、その他の工作物（電柱等）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設については、当面の間は現状維持を原則とし、新たな設置は認めない。 ・既存の施設の補修・改修等については、設置者と協議を行い、史跡指定地外への移設を検討する。 ・原位置で補修・改修する場合は、既存の掘削範囲内でとどめるなど、史跡の保存管理及び将来の活用・整備に影響がない範囲で認める。

第2節 現状変更の取り扱い

①現状変更の取り扱い方針

烏山城跡の本質的価値を恒久的に保存するため、史跡指定地は、現状保存が原則である。そのため、史跡の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、国（文化庁長官）に申請を行い、許可を受けなければならない。（文化財保護法第125条第1項による「現状変更等の制限」）。

また、現状変更終了後は、速やかに終了報告を提出しなければならない（文化財保護法、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則）。

②現状変更の取り扱い

現状変更の申請等は、管理団体である那須烏山市が窓口となる。

烏山城跡の適切な保存活用に資することを目的として、期間を限って実施されるイベント等に係る現状変更については、主催者は事前にその内容を那須烏山市、栃木県、文化庁と協議し、必要に応じて申請を行い、許可を受けた上で実施することができる。

将来の本格的な史跡整備の実施にあたっては、現状変更申請を行う必要があるが、具体的な整備の内容及び設置する施設等については、今後策定予定である整備基本計画等で検討する。

③那須烏山市教育委員会による許可

烏山城跡の本質的価値を損なうことがなく、史跡に与える影響が軽微なものや史跡の保存管理、活用のために必要なもの、及び文化財保護法施行令第5条第4項第1号イ～チ（文化財保護法施行令、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について）に基づくものに限り、那須烏山市で許可することができる。

イベント等の実施時における舞台等の仮設物は、工作物の設置にあたることから那須烏山市へ事前に申請を行い、許可を受けることが必要である。なお、イベント終了後は、仮設物を速やかに撤去し、原状回復をしなければならない。

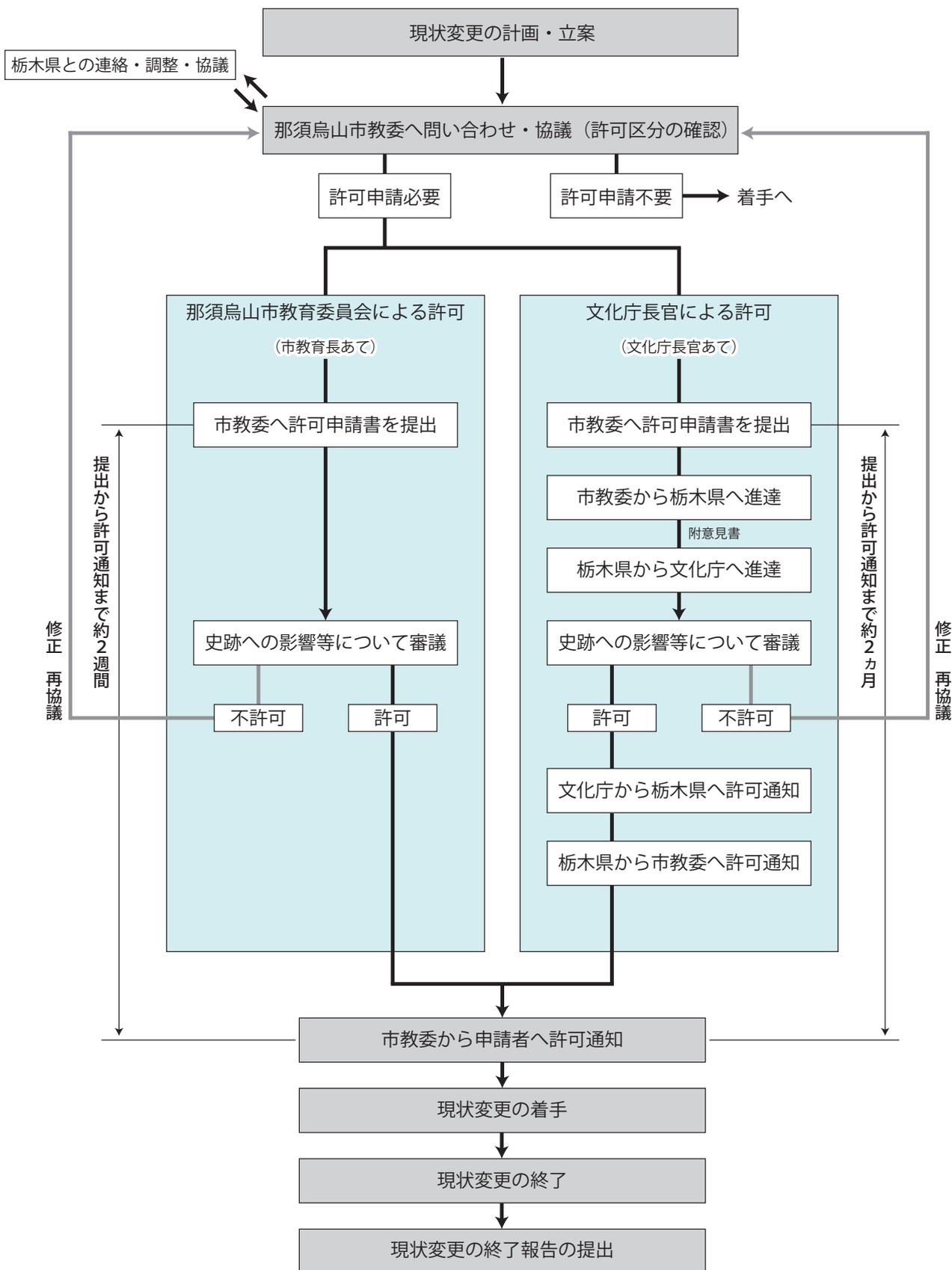
④現状変更の許可を要しない行為（文化財保護法第125条第1項ただし書）

- ・ 史跡が毀損又は衰亡している場合の原状回復及び応急措置等の維持の措置（維持の措置の範囲、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条）。
- ・ 非常災害のために必要な応急措置を執る場合。
- ・ 保存に影響をおよぼす行為で影響の軽微なもの。

上記の毀損等が生じた際に、原状復旧及び応急措置の工事等を行う場合は、毀損または衰亡の事実を知った日から10日以内に「毀損届」（文化財保護法第127条の適用による第33条）を、復旧に着手する30日前までに「復旧届」（文化財保護法第127条）を届け出る必要がある。

復旧終了後は、速やかに終了の報告が必要である。（文化財保護法、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則）。

除草及び樹木の剪定、清掃等の日常的な維持管理については、史跡の保存に影響がない限り、許可申請は不要となる。ただし、新たな植樹や植替えについては、原則認めない。



第 76 図 現状変更手続きの流れ

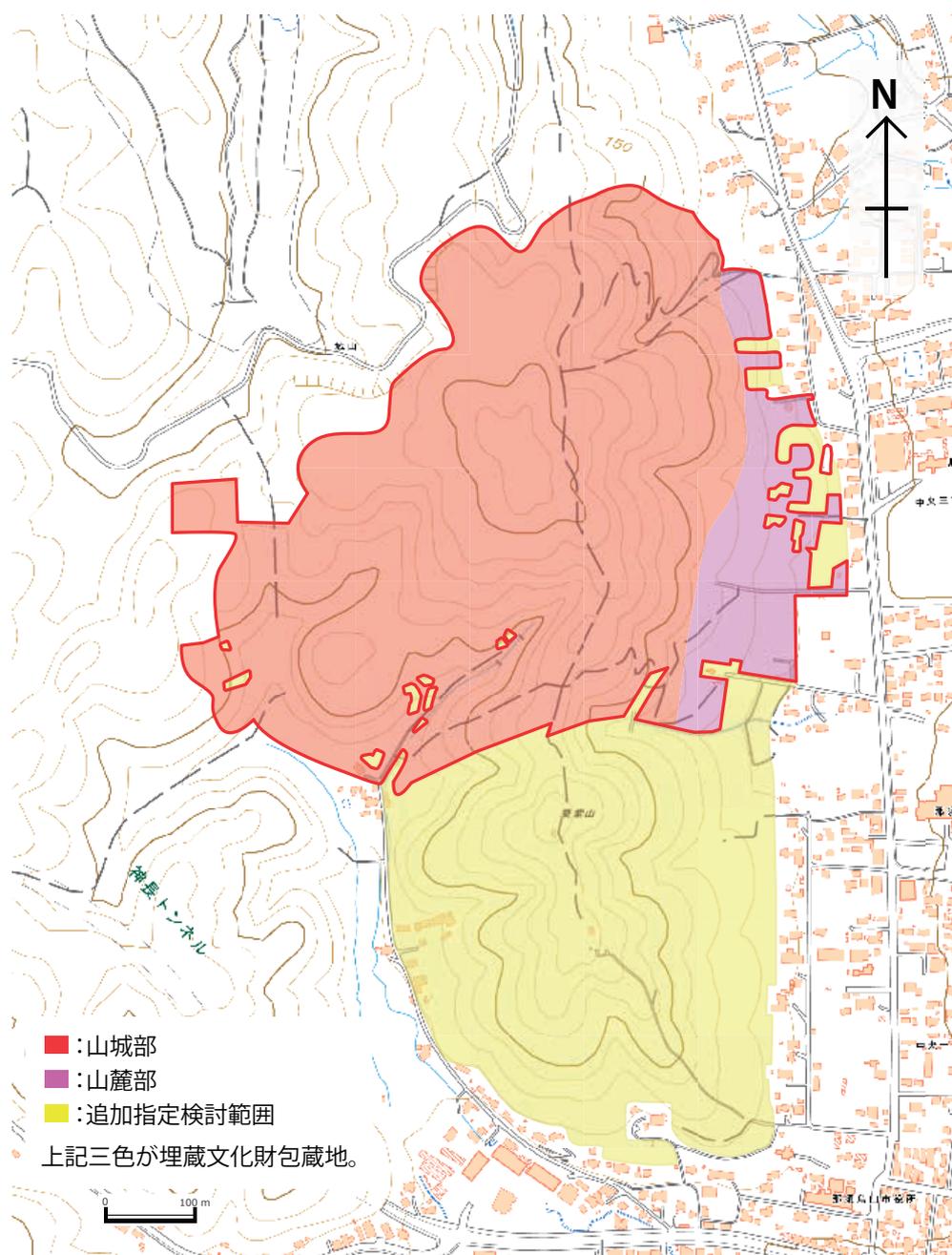
表 24 現状変更の取り扱い基準

地域区分	本質的価値を構成する要素		追加指定検討範囲	周辺地区
	山城部分	山麓部分		
建造物の新築	・認めない。		<ul style="list-style-type: none"> ・原則は左記同様な厳密な保存に努め、遺構の保存や史跡景観等に及ぼさないよう土地所有者と協議を行う。 また、発掘調査等で重要な遺構が検出された場合は、現状変更が認められない場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保存や史跡景観等に大きな影響を及ぼさないよう、土地所有者と協議を行う。
建造物の増改築	・認めない。			
簡易な建物等（基礎構造を持たない建物等）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物等の新規設置は認めない。 ・納屋、物置等は埋蔵遺構を毀損せず、かつ短期間のものは条件を付けて認める。 			
道路（公衆用道路）	<ul style="list-style-type: none"> ・道路新設及び舗装拡幅は認めない。 ・維持補修は、史跡に影響がない場合に限り認める。 			
史跡標柱、説明看板、案内板、通路の新設、改修及び色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備、公園の利用及び管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は原則として認めない。 			
その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の工作物及び地下埋設物（基礎構造を伴う建物等）の設置は認めない。 ・既存施設の維持管理は、史跡に影響がない場合に限り認める。 			
地形の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな耕作地への転用は認めない。 ・盛土や切土等の一切の地形形状等の変更は認めない。 			
樹木の伐採、新規植樹や植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採は、史跡保存に影響がない場合に限り、那須烏山市森林計画に沿った上で認める（抜根は原則不可） ・新規の植樹や植栽は、遺構保護上原則認めない。但し、埋蔵遺構を毀損せず、景観への影響がない場合に限り認める。 			
発掘調査等各種学術調査、保存管理及び整備活用に必要行為	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の保存や実態把握のために行う発掘調査は、遺構の保護を前提として必要最低限にとどめ、許可を得た場合は認める。 			
その他地下の掘削を伴う行為	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備、公園管理上必要なもので、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。それ以外は認めない。 			

以下に係わる行為については、実際の行為が現状変更に該当するか事前に協議して確認するものとし、軽微な変更の場合は立会等を実施する。

- ・ 史跡が毀損し、または衰亡している場合の応急処置。
- ・ 史跡が毀損し、または衰亡し、本質的な価値に影響を及ぼさず現状に復する場合。
- ・ 農地等を含む日常的な維持管理行為（地上部に限る）。
- ・ 自然災害に起因する応急処置。

※地域区分については、本質的価値を構成する要素を急峻な山城部分と三の丸を含めた山麓の比較的平坦な部分でゾーニングを実施した。



第 77 図 現状変更に伴うゾーニング

第3節 追加指定

烏山城跡全体の保存活用を図るため、史跡指定地だけでなく、史跡指定地外の近隣に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地について、追加指定を目指す。

①追加指定の方向性

烏山城跡は、那須烏山市はもとより歴史的背景から那須地域の地域遺産の一部であり、シンボリックな中心要素である。しかし、烏山城跡の築城時期や築城当初の様相等のすべてが明らかになったわけではない。

そのため、多様な調査が必要であり、発掘調査によっても、未調査地点などでは烏山城跡に関する新たな遺構を確認する必要がある。特に史跡指定地に隣接する地域については、調査に基づいて追加指定を検討する。

さらに、烏山城跡に関連する様々な地域の文化遺産の調査研究を進め、保存に向けた検討を行う。

追加指定にあたっては、烏山城跡に関する調査研究の学術的な成果・知見を踏まえるとともに、発掘調査等によって発見された新たな遺構について、文化庁及び栃木県、土地所有者等と調整を図っていく。

②追加指定の進め方

ア. 学術的な発掘調査の実施

烏山城の城域が広がると想定される史跡指定地に隣接した地域は、那珂川県立自然公園区域であり、原則、開発事業が行われない地域である。

この地域には、烏山城跡を構成する遺跡として、適切に地下の遺構を保存できるよう、土地所有者と調整するとともに、学術的な発掘調査の実施（第78図）を検討する。なお、この学術的な発掘調査を検討する区域については、今後、調査の進展を受けて、適宜見直しを行う。

学術的な発掘調査によって烏山城跡に関する遺構や遺物を確認した場合、烏山城跡の一体的な保存についても留意・検討する。

※都道府県立自然公園：

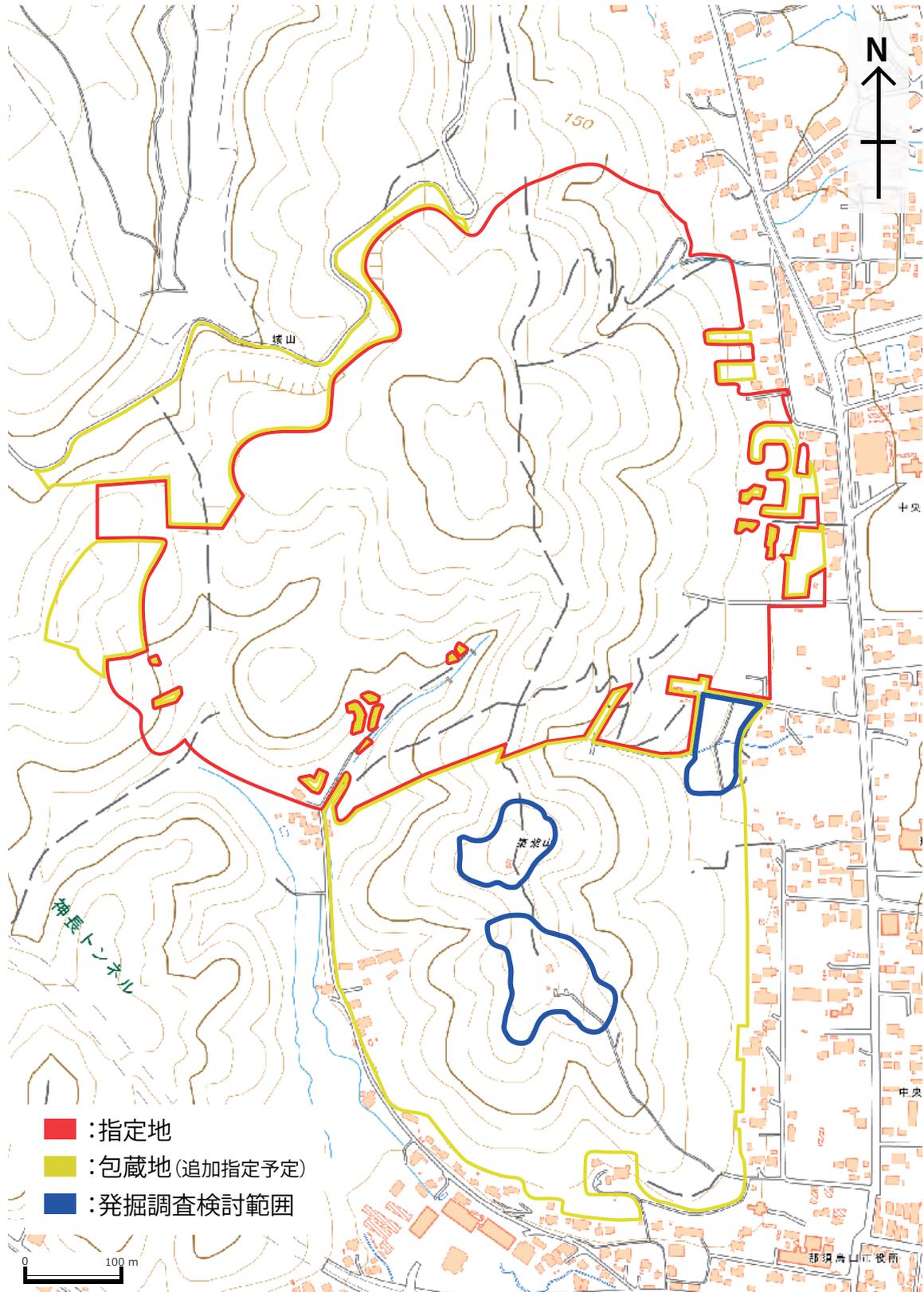
自然公園法およびそれに基づく都道府県の条例の規定に基づき、その都道府県を代表する優れた風景地について知事が指定する自然公園の一種である。環境大臣が指定する国立公園・国定公園とともに、自然環境の保護と快適で適正な利用を目的として設定されている。

詳細は、(栃木県立自然公園条例 昭和33年4月1日 栃木県条例第11号)を参照。

イ. 開発事業等に伴う発掘調査による状況の把握

史跡指定地周辺の開発事業については、早期に把握できるように努め、法第93条もしくは法第94条に基づく届出・通知等があった場合は、その内容によって、十分に事前の遺構確認調査を行い、その状況等を把握する。

記録保存のための発掘調査を行う場合においても、保護を要すると考えられる遺構を確認した場合は、文化庁及び栃木県、開発事業者等との調整を速やかに行い、追加指定に向けた協議を行う。



第 78 図 本計画に基づく発掘調査を検討する区域

ウ．烏山城跡の調査研究

烏山城跡について、考古学、文献史学、歴史地理学、地形地質学などの観点から調査研究を総合的かつ計画的、継続的に進める。

これら調査研究の成果を、文化財施設等での展示や冊子の刊行等によって積極的に公開し、その保存活用に対する市民意識の向上と郷土の歴史への愛着を醸成し、追加指定に向けた市民の理解につなげていく。

調査研究の具体的な内容については、次のとおりである。

【考古学】

- ・烏山城跡に関わる遺構、遺物についての考古学的検討

【文献史学】

- ・烏山城跡に関わる史資料等に基づく烏山城跡の築城時期やその当時の様相等の考証

【歴史地理学】

- ・城下の成り立ちやその変遷に関する諸事例をもとにした、城跡と城下町の一体的な構造の復元等についての調査研究

【地形地質学】

- ・烏山城跡の位置する丘陵の成り立ちと、その性質を巧みに利用した要害の地の活用にかかわる調査研究



第79図 『烏山城絵図』中村家文書所蔵

第4節 公有地化

現状の史跡指定地は、大部分が民有地の為、必要に応じて公有地化を図っていく。

第3節で示した将来、追加指定された土地及び活用に必要な土地についても、公有地化の方向性を定める。ただし史跡が広大であるため、優先順位をつけての公有地化が必要である。

史跡指定時には登記されている番地指定により土地の所有者を特定したが、現在、史跡指定地内には土地の境界を示す杭などがなく、境界が不明瞭な状態である。

そのため、史跡の保存活用における優先順位は、下記に示した考え方を基本とし、市財政や補助金等の活用を勘案し進めることとする。

①積極的な活用・整備に必要な土地の公有地化

烏山城跡の効果的な活用のために必要な土地の公有地化を進める。

具体的には史跡指定地内と将来追加指定をされた範囲といった、烏山城跡の埋蔵文化財包蔵地となっている範囲が想定される。それに伴う便益施設として必要な土地も、公有地化を進めていく必要がある。

また積極的な活用・整備に必要な土地については、現地に訪れた人々が烏山城跡の本質的価値を分かりやすく視覚的に理解できるゾーニングを設計した第80図を基本とした（第9章（2）第1節②ゾーニングの設定にて詳細説明）。このゾーニング計画を元に整備を進めていくことから、公有地化の優先順位とも関連するものである。そのゾーニングにおいて体感ゾーン、活用ゾーンが優先的な範囲である。

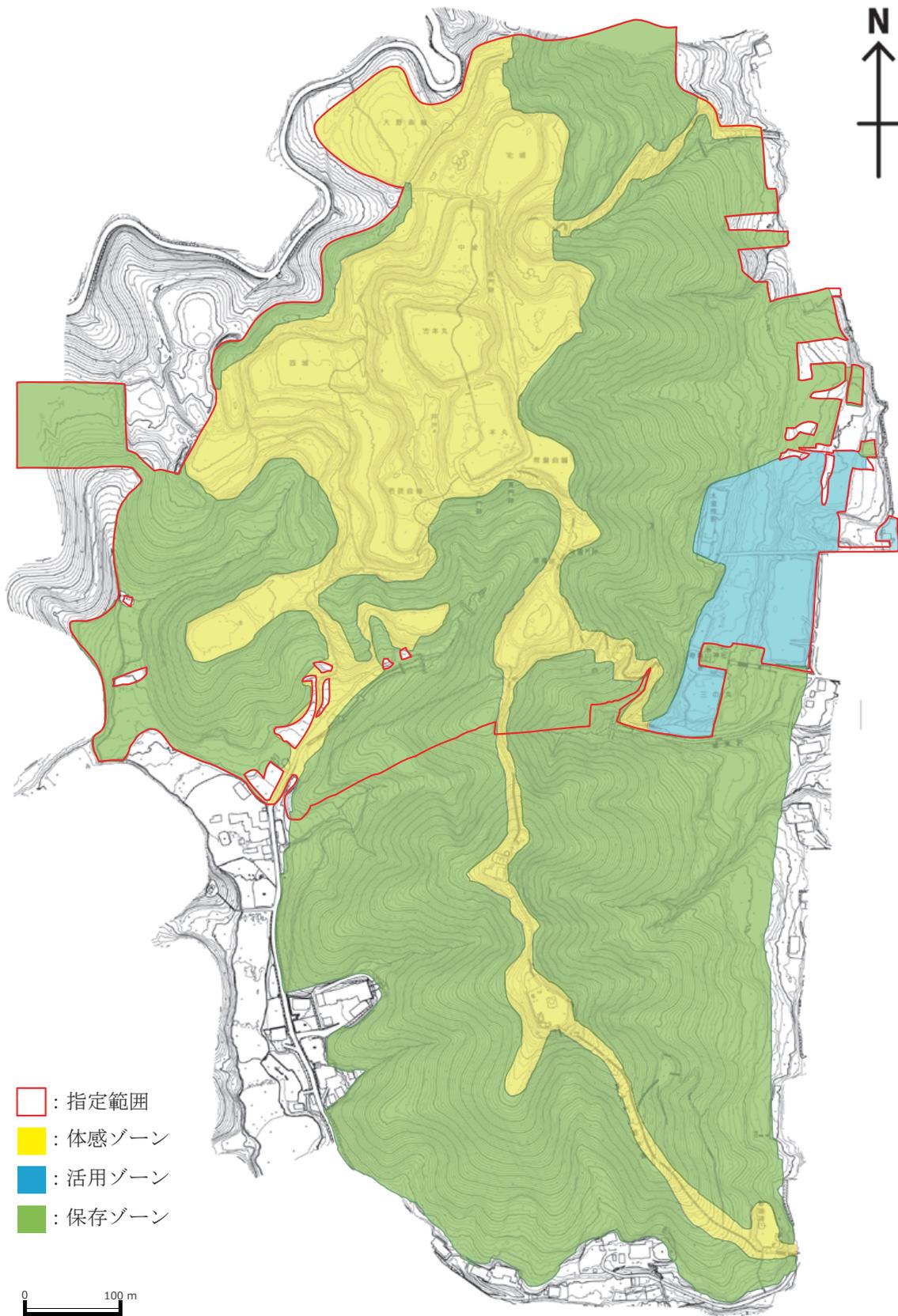
特に史跡の本質的価値を五感で体験できる体感ゾーンについては、本質的価値にもなっている石垣や門跡など主要な防御施設を含んでおり、大変貴重な範囲であり保存が必要な部分である。また、活用に向けての利用者の安全に配慮した整備も必要な範囲であることから、迅速な対応が必要である。

活用ゾーンについては、史跡指定地内において、貴重な山麓の平坦地にあたることから、活用に向けた中心地となることが容易に想定でき、主に地域の魅力を発信する空間として、訪れた方々の日常的な利用やイベント活用等を促進する整備を行うゾーンである。

活用の内容や範囲、さらに土地の確保に必要な期間等を検討した上で、無理のない公有地化の計画を定める。

②適切な保存管理に必要な土地の公有地化

史跡の適切な保存管理に必要な現状変更の規制に対する対応が困難な場合や、現状の土地利用の継続や相続等による土地所有が困難になった場合などについては、土地所有者と協議し、土地境界確定等の条件が整い次第、速やかに公有地化を検討する。



第 80 図 ゾーニングの設計図

第5節 防災・減災

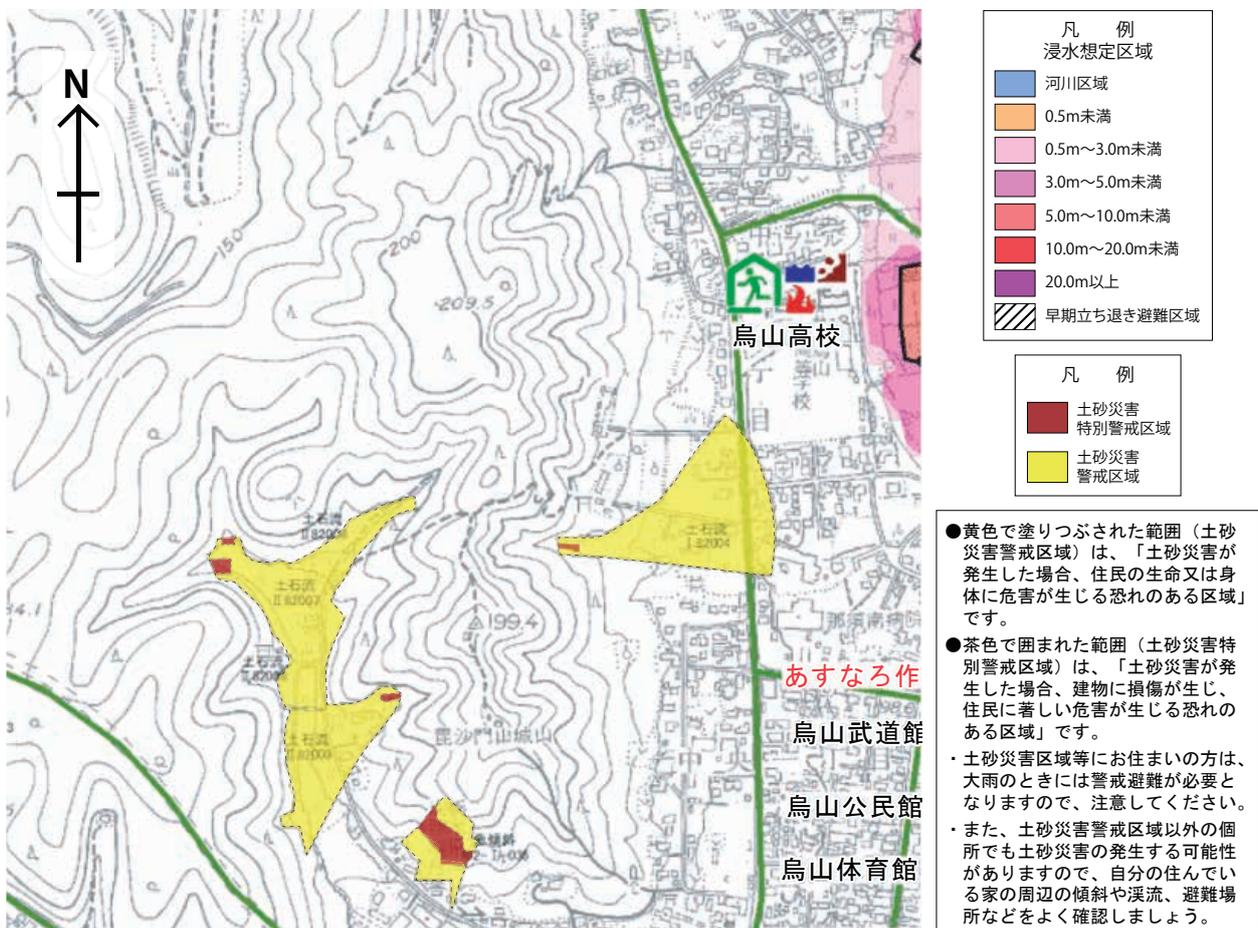
烏山城跡の位置する栃木県は、海なし県であることから津波の被害は想定し難いが、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、令和6（2024）年1月1日に発生した令和6年能登半島地震など地震災害は頻繁に起こっている。また、令和元年東日本台風による風水害も記憶に新しいところである。そのため、日頃からの防災・減災に向けた取り組みは重要である。

ここでいう防災とは、災害対策基本法（第二条第二号）の「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること」をいう。そのため、史跡においても災害を未然に防ぐ備えは重要であり、もし災害（史跡の毀損）が発生してしまった場合は、被害の拡大を防ぎ、毀損箇所の復旧を図るまでと考える。

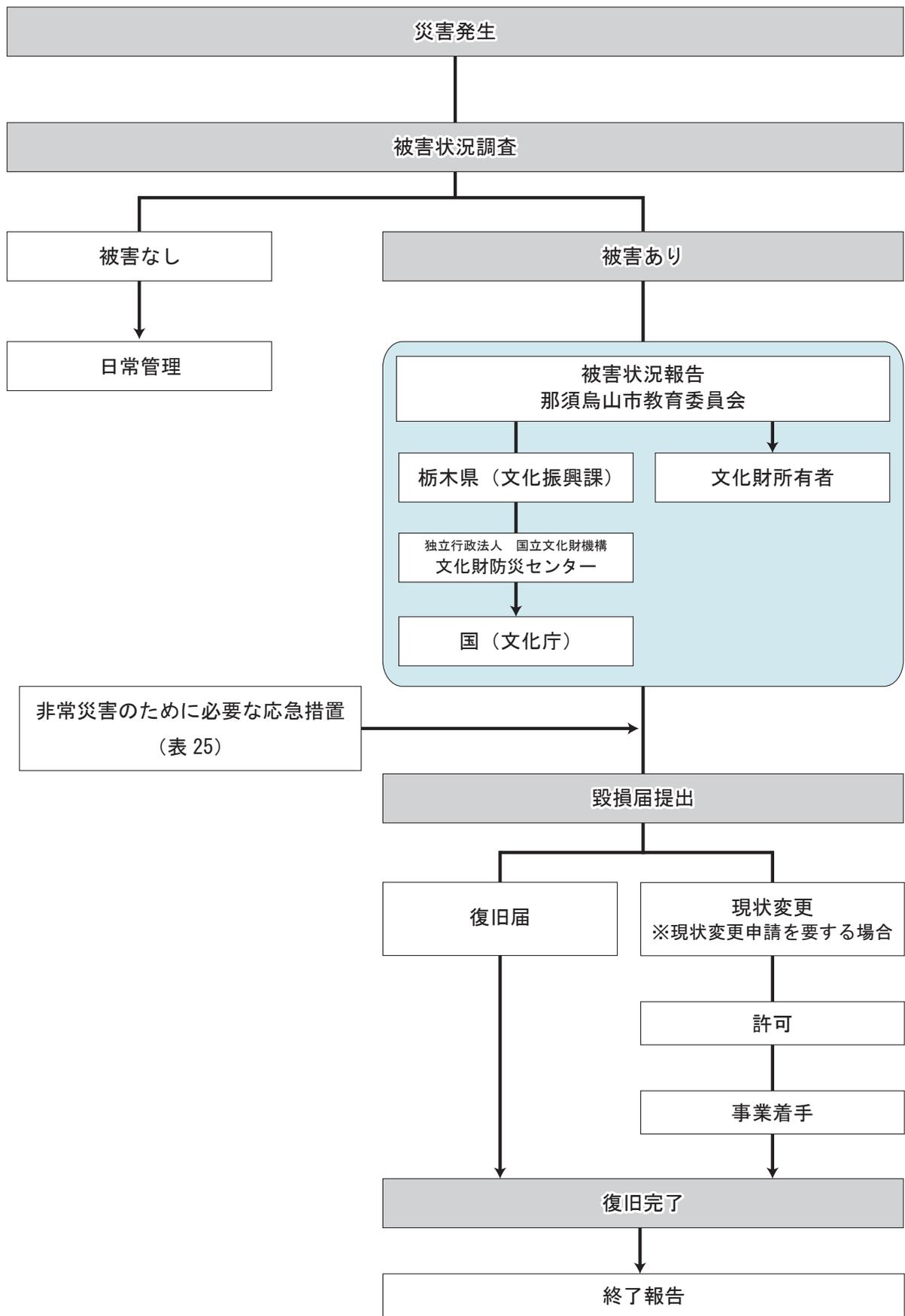
また現在では、災害による被害をできるだけ小さくする取り組みとして減災も共に必要である。できることから計画的に取り組み、少しでも被害の軽減を図るため、那須烏山市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和4年3月版）をもとに、烏山城跡の防災・減災のリスクマネジメントが必要である。

烏山城跡の周辺には、砂防施設が2箇所設置されており、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域が設定されている（第81図）。砂防施設自体は、栃木県県土整備部が所管し、管理されており、指定範囲外である。しかし、烏山城跡の3箇所の登城口（七曲口、十二曲口、釜ヶ入口）のうち、七曲口と釜ヶ入口の2箇所に隣接している場所に設置されている。

その他にも過去約15年の間に、平成23（2011）年3月の東日本大震災、その他の余震等により地滑りが発生している（第83図）。今後の整備・活用に注意が必要であり、日頃からの安全確認に注意する。



第81図 烏山城跡付近 ハザードマップ（抜粋）



第 82 図 災害時現状変更・復旧の流れ

①非常災害時における保存管理及び復旧への対応（第 82 図、表 25、26）

災害等による史跡指定地の地形や環境の変化、遺構の毀損、又はそうした事態の恐れが生じた場合において、毀損等の防止や復旧に迅速に取り組む必要があることから、想定される緊急事態とそれに対する対処などを例示する。なお、許可不要の場合においても、国・県に報告する。

表 25 現状変更に許可を必要としない非常災害のために必要な応急措置

区 分	根拠法令と行為の内容（抜粋、要約）	事 例
非常災害のために必要な応急措置	<p>■文化財保護法第 125 条(第 1 項ただし書き)</p> <p>○現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない</p>	<p>○毀損や浸水を防ぐ土のうの設置</p> <p>○シート，土のう等の設置による遺構の保護</p> <p>○立入禁止柵の設置</p> <p>○倒壊した樹木や流出した土砂の撤去</p>

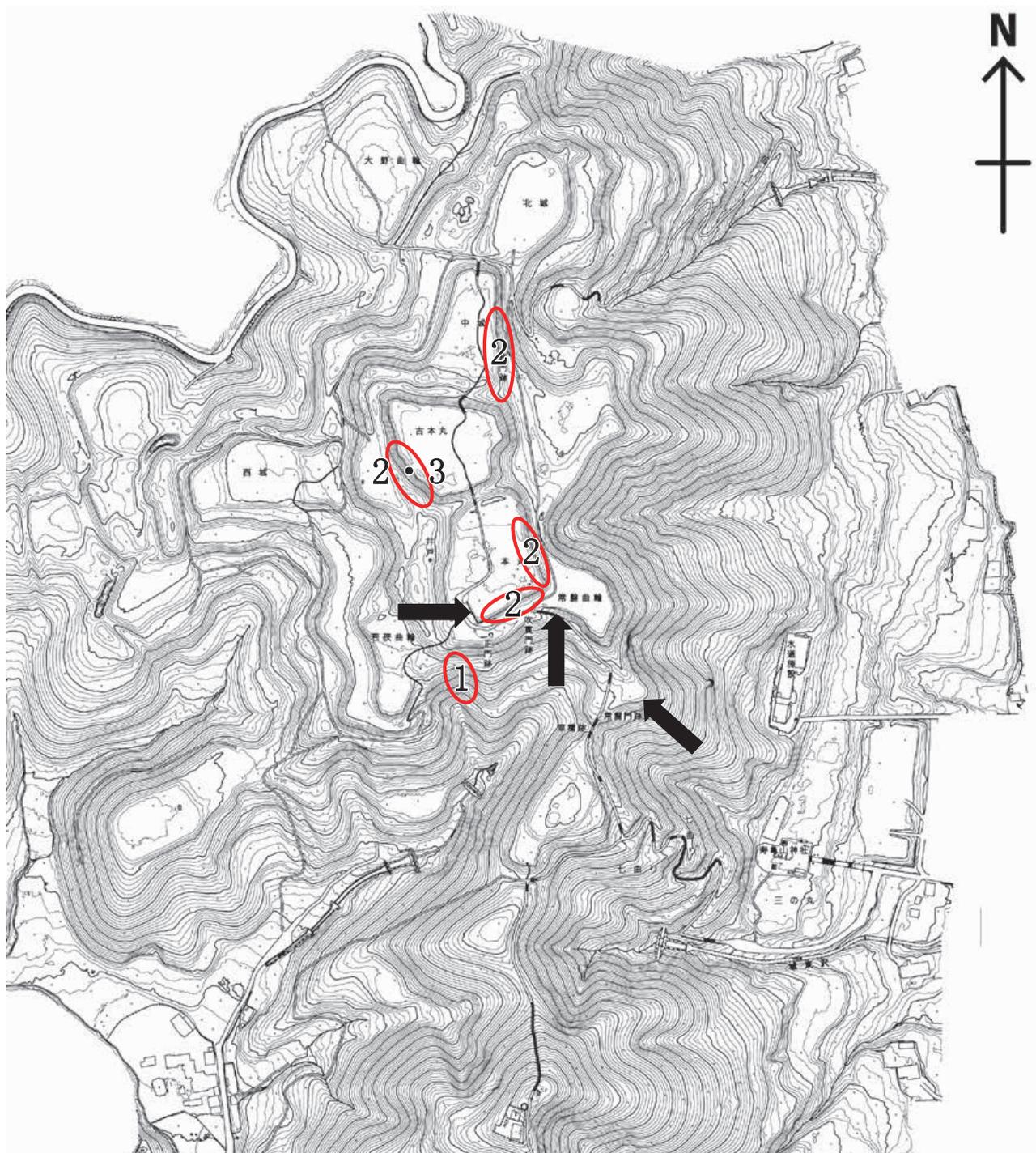
表 26 非常災害時における保存管理への対応

想定される緊急事態		行為の内容	現状変更等の許可の有無と対応
毀損防止への緊急的な備え	豪雨、水害、台風からの被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構へ影響しない簡易な（応急的な）立ち入り禁止の柵の設置 ・崩落の恐れのある石垣、切岸へシートの設置 ・土のう等の設置による応急的な雨水のルート確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可不要（維持管理行為）
	整備工事の過程での鳥獣被害防止	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構へ影響しない簡易な（応急的な）防護柵等の設置 ・遺構露出部分などへのシートまたは土のうの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可不要（維持管理行為）
毀 損 ↓ 復 旧	土砂の流出入	<ul style="list-style-type: none"> ・既存拡大防止のシート、土のうの設置等 ・曲輪、見学通路等に流入した土砂の撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可不要（非常災害のために必要な応急措置）
		<ul style="list-style-type: none"> ・流出した箇所の復旧 ・防災対策工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁長官の許可
	石垣、切岸等遺構の毀損、法面の崩落	<ul style="list-style-type: none"> ・既存拡大防止のシート、土のうの設置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可不要（非常災害のために必要な応急措置）
		<ul style="list-style-type: none"> ・毀損した崩落個所の復旧 ・防災対策工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁長官の許可
	地震や暴風雨等による倒木等	<ul style="list-style-type: none"> ・倒木の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可不要（維持管理行為）
		<ul style="list-style-type: none"> ・危険木の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可不要（非常災害のために必要な応急措置）
<ul style="list-style-type: none"> ・危険木の抜根 		<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁長官の許可 	

②烏山城跡内の災害復旧対応事例

復旧対応は行っていない。危険箇所には仮設フェンスを設置した。

1. 平成21(2009)年 大雨による地滑り 時期は不明
2. 平成23(2011)年3月 東日本大震災 地滑り、石垣崩落
3. 令和2(2020)年2月 地震による地滑り



○ は地滑り箇所、 → は石垣、石列の崩落箇所

第83図 烏山城跡被災位置図

第8章 活用

(1) 活用の方向性

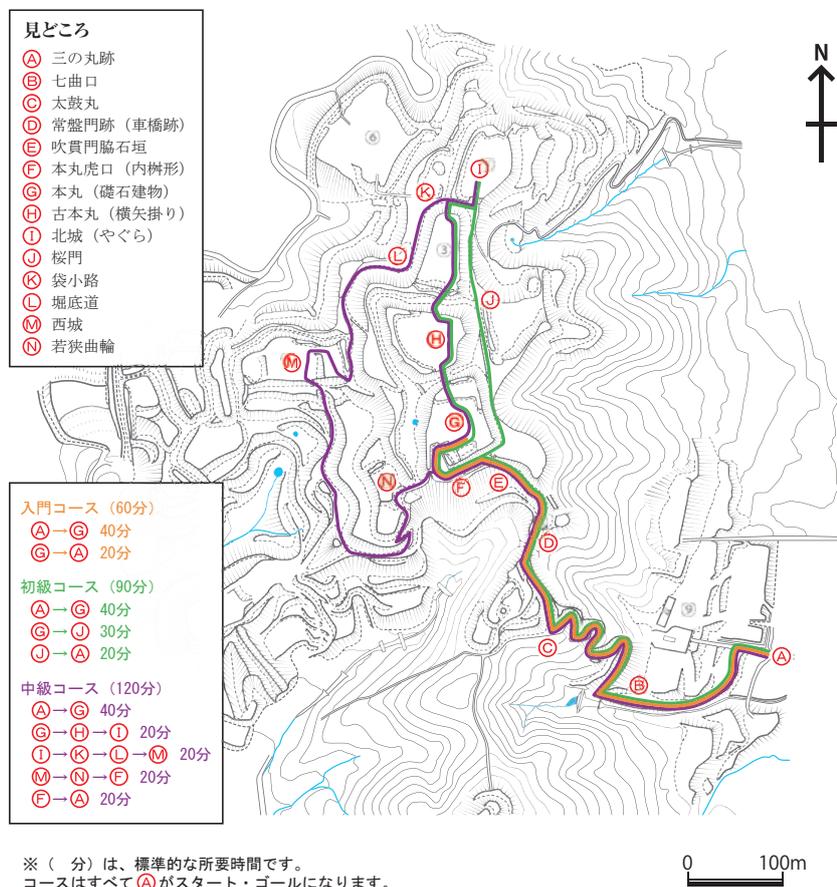
「活用」の基本方針

- I. 烏山城跡の本質的価値を伝える活用を推進する。
- II. 自然・歴史・伝統文化といった、様々な地域の文化遺産と連携しての活用を推進する。
- III. 地域の魅力を発信するシンボリックな空間としての活用を推進する。

上記の基本方針を達成するための「活用」の方向性は以下のとおりである。

【方向性】

- I. 烏山城跡の本質的価値に加えて、歴史的な価値等を普及啓発する。特に調査研究により明らかになった価値を、市民を含めた来訪者と共有するための活用を検討する。
- II. 那須烏山市における地域の文化遺産と連携して活用できるよう、学校教育、社会教育、地域における活用（観光・まちづくり・地域おこし等）などの対象を分けた活用方法を検討する。
- III. 関連する周辺地域なども含めて、単に城跡としての文化財の活用に縛られることなく、史跡保存の観点を留意した上で、多様な文化と融合や連携を模索し、城跡という特別な地域特性を持った空間を、ユニークベニューとして、観光分野でのインバウンド対応など、幅広い活発な利用を視野に入れた、魅力ある空間としてのあり方を検討する。



第84図 見学コース案

(2) 活用の方法

活用の方法について、学校教育、社会教育、地域観光における活用の対象ごとに検討する。

検討にあたっては、烏山城跡の本質的価値の中には、「保存状態が良好」とあるように、特に釜ヶ入口や長者峰のある西側の中世・戦国時代の城跡部分が多く見られる部分などを中心に、複雑に入り組んだ通路や急峻な通路、多くの分かれ道など、本丸や西城など主要な曲輪にたどり着くには苦労のある困難な経路が残存しており、「本物の山城を体験」できる活用も視野に入れ活用する。

第1節 学校教育における活用

学校教育の機会を通じて、史跡の保存活用への意識を高めるとともに、地域の文化遺産などと併せて学習することで、地域の歴史や文化への関心が深まるよう努める。

- ・市内外の子どもたちが烏山城跡の本質的価値を理解できるよう、学校教育活動の中で活用できるように検討。
(教科書の記述を参考にして、郷土学習や地域の歴史の一つとして学ぶ他に、栃木県立烏山高等学校で実施されている「烏山学」のひとつのコースとして活用継続を推進する。)
- ・現地での石垣や土塁、旧向田小学校の仮設展示施設での出土品の見学。
- ・烏山城跡と地域の文化遺産をセットにして、那須烏山市域の様々な地域遺産への理解を深める学習プログラムを提供。
(烏山城跡と烏山の山あげ行事のつながりや、烏山城跡と現在のまちなみ、地域学習(地域の偉人、特産物の歴史等)、城下町の散策など)
- ・地域を知る学習や総合学習などの校外学習にける現地見学等の活用。
- ・新しい生活様式に対応したデジタル化による GIGA スクール構想における那須烏山市デジタル博物館の活用。
- ・那須烏山市内に多く残る民話の活用(民話団体や民話のアニメーションの活用、民話由来の場所巡りなど)。

第2節 社会教育における活用

社会教育において烏山城跡を活用することにより、人々の教養や健康の向上、人と人の絆を強める役割を果たし、地域への愛着や地域貢献の思いを育めるよう努める。

- ・烏山城跡が地域の誇り、ひいては郷土愛の育成となるような普及啓発事業の実施。
- ・主体的に史跡を保存活用できる地域の人材(ガイド、案内人など)育成。
- ・人々が興味を持ち、理解を深めることができるような講座等の実施。
(公民館講座や市民大学、出前講座などにも活用)
- ・烏山城跡と関連する地域の文化遺産をストーリー化し、組み合わせる理解を深めるような情報提供。
- ・史跡現地における自然・歴史などのイベントや、関連する地域の文化遺産を活用したイベントなどの開催。
- ・健康事業(ウォーキングやヒーリング、森林浴ヨガ等)での活用。
- ・城下町などで食文化(地域の食文化や再現した昔の食事等)の提供などを実施し、関係人口や交流人口の創出を検討。
- ・一目でわかる烏山城跡のロゴマークを作り活用を検討。作成は、地域おこし協力隊の活用や公募な

どやり方は今後検討。

- ・登城にかかわる正月行事や、落ちない城になぞらえた合格祈願などの関連行事の恒例行事化などを検討。
- ・定期的な見学会の実施や見学コースの難易度分けなど検討。

第3節 地域における活用

地域活性化の中心的、シンボリック的位置づけとなる烏山城跡を、地域の文化遺産等との広い関連性を活かし、市民協働での活用に努める。

- ・那須烏山市シティープロモーションとの連携。
- ・地域活性化の中心的、シンボリック的位置づけとなる烏山城跡の、ほかの文化財との広い関連性といった利点を活かしたゲートウェイ（地域の歴史を知ることができる散策の入口）としての位置付けを検討。
- ・市民の憩いの場（休憩用ベンチ等の整備）としての活用と合わせて、レクリエーション、イベントによる人々の活発な交流を促進。
- ・「那須烏山ジオパーク構想」に基づき、この地域の地形・地質といった特徴も活かしながら地域発展に向けた新たな取り組みの実践。
- ・城下町を含めた区域、さらには那須烏山市全体における歴史文化を活かしたまちづくり、地域の活性化につなぐ。
- ・市民や地域活動団体と連携しながら、烏山城跡をはじめとした文化財や歴史文化に関わる啓発及び情報の提供・発信。
- ・文化財を活かした学習機会や体験・交流活動に取り組む。

第4節 観光における活用

烏山城跡に関連する自然・歴史・伝統文化といった様々な地域の文化遺産と連携を図り、地域の魅力を発信する活用に努める。

- ・地域おこしになるような地域の企業による山城や那須与一的那須家、大久保常春の大久保家などを活かした商品開発等の誘致。
- ・那須烏山市デジタル博物館や観光振興ビジョンとの連携による地域周遊観光などによってVR（仮想現実）やAR（拡張現実）、MR（複合現実）といったXR（クロスリアリティ）といった先端技術も駆使した復元整備の活用。
- ・那須氏と関連する中世城郭といった遺跡や、中世の文化財として地域に残る仏像や建物などの有形文化財、民話などの伝承や民俗芸能といった周辺地域に残る文化財と文化の融合なども含めた観光、交流人口の創出。
- ・案内看板やデジタル活用による案内や解説等の多言語化をすすめ、観光分野でのインバウンド対応。
- ・城跡という特別な地域特性を持った空間を魅力ある空間をユニークベニューとして活用。（城跡で撮影会や演奏会、PV撮影、フォト婚等）
- ・デジタルスタンプラリーや駅からハイキングなどの交流促進。（「JR 駅からハイキング 烏山城跡と自然を体感～秋の紅葉を眺めて～」を令和6年11月14日から25日まで開催）
- ・関係団体と連携しながら、観光ガイドの養成・活用（利用促進）に努める。

第9章 整備

(1) 整備の方向性

「整備」の基本方針

- I. 烏山城跡の本質的価値を伝える整備を行う。
- II. 烏山城跡が恒久的に保存活用されることを目指した整備を行う。
- III. 地域の魅力を発信する空間としての整備を行う。

上記の基本方針を達成するための「整備」の方向性は以下のとおりとなる。

【方向性】

- I. 「活用」の基本方針を踏まえ、烏山城跡の本質的価値を分かりやすく視覚的に伝えるための整備方法を検討する。また、保存管理や活用の拠点となるガイダンス施設等のあり方についても検討する。
- II. 烏山城跡が那須烏山市のシンボリックな地域の文化遺産として恒久的な保存活用を目指した整備を進める。そのためにも、烏山城跡と山麓の城下町は一体的な活用を見据えた整備を検討する。
- III. 多くの利用者が安全に、かつ恒久的に活用してもらうためにも、烏山城跡の本質的価値を活かした、地域の魅力を発信する空間としての整備を検討する。

(2) 整備の方法

史跡整備においては、地下の遺構・遺物に影響を与えないことが前提である。しかし史跡内には未調査地点もあるため、その未調査地点の整備においては、事前に整備に向けた確認調査を実施し、整備に反映する。

烏山城跡の本質的価値を分かりやすく視覚的に伝えるための整備方法を進めるにあたって、整備の方向性を踏まえた「ゾーニング」を検討した。

ゾーニングの中で、史跡地内の活用に欠かすことができない通路の整備については、史跡の保存だけでなく、利用者の安全にも十分な配慮が必要である。その上で、第8章活用(2)活用の方法の実現に向けた整備を検討する。

烏山城跡を示す象徴のひとつである各石垣の保管や修理方法を検討する。現地整備だけでなく、AR(拡張現実)やVR(仮想現実)、MR(複合現実)といったXR(クロスリアリティ)といった先端技術も駆使したバーチャル復元整備の活用などの最新技術を活かしたソフト整備も検討する。

また、烏山城跡とその山麓に広がる城下町は、一体的な関係であることから、景観などそれらの関係に配慮した整備を検討する。

なお、今後の発掘調査によって、新たに地下の遺構・遺物が発見される可能性もあり、整備の具体的な内容やその決定については、公有地化が実施されたあとの整備基本計画の策定時としたい。

さらに、烏山城跡の本質的価値を構成する土器等の出土品については、現在の仮設展示室から将来的なガイダンス施設(博物館施設)の整備を検討し、効果的な活用を図る。

第1節 ゾーニング計画

烏山城跡における空間ごとの活用方法に応じた整備の方法を検討するために、ゾーニングを設定した。

①ゾーニングの検討条件

烏山城跡は保存状況が良好な山城跡であることから、現地に訪れた人々が烏山城跡の本質的価値を分かりやすく視覚的に理解できるゾーニングを基本とした。

また、早期の活用開始に向けた公有地化についても、このゾーニング計画を元に整備を進めていくことから、公有地化の優先順位とも関連するものである。

②ゾーニングの設定

周辺環境や上記の検討条件から、次のゾーン設定が考えられる。

体感ゾーン：本質的価値を伝えるための整備を行うゾーン。

遺構の平面表示による復元や、モバイル等のデジタル端末を活用した復元等により、市のキャッチフレーズ「五感で楽しむ那須烏山」のもと山城を体感できるようにする。（五感とは、視覚・聴覚・味覚・嗅覚・触覚）

新たな建物等の現地での復元整備は極力控え、位置を示す表面表示を主に行うに留め、モバイル等のデジタル端末を活用した復元を行う。現状では、モバイル等のデジタル端末の通信精度が著しく低いため、通信網に関わる整備は必須である。

史跡指定地は遺構を保護する層が薄く、表土によって地下の遺構・遺物が保存されていることから、通行できる場所（通路）や順路を設定し本質的価値である各曲輪や石垣を見学できるようにする。

通行できる場所（通路）については、史跡指定地内が那珂川県立自然公園であることから、動植物、昆虫などの環境にも十分配慮した上で、間伐材などの利用も検討した整備を行い利用者の安全、健康にも配慮した整備を目指す。

石垣については、新たに保護層を設けた上での新しい石垣を構築する整備は、山上など残存箇所などの問題もあり、新たな整備は困難であることから、本物を体験できるように破損部分の修理に留め、石垣現物の展示とし悠久の歴史を感じてもらう。

※今後の発掘調査の成果により、それぞれのゾーンの範囲やゾーン同士の併存等も検討する。

活用ゾーン：主に地域の魅力を発信する空間として、日常的な利用やイベント活用等を促進する整備を行うゾーン。

（山麓のため、土盛による埋藏遺構の保存が可能な範囲でもある。）

木陰、防風林等を残し、散策時の休憩にも利用できるように配慮する。

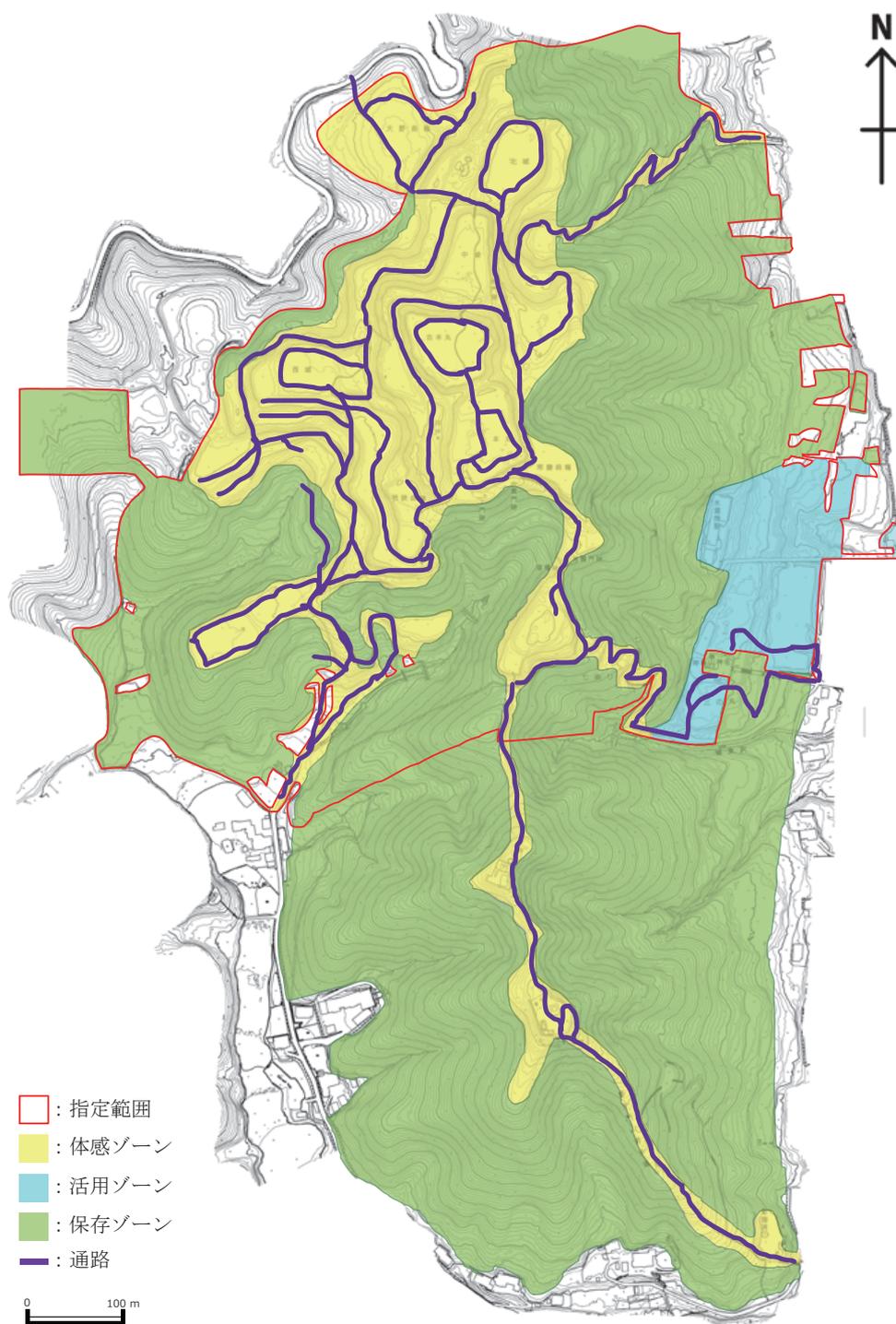
史跡整備の目的を踏まえ、史跡標柱や便益施設などの必要な施設等を検討する。ただし便益施設も史跡である配慮から必要なもののみとし、多目的広場としての活用を目指す整備とする。

発掘調査が未実施の地域であり、絵図資料でのみ建物等が確認されているため、整備前には発掘調査等による残存遺構の確認調査が必要。遺構の平面表示等については調査成果をもって再検討が必要である。

保存ゾーン：周辺との調和や景観向上、騒音対策のために、体感ゾーンと周辺道路や隣接する住宅地との緩衝帯となるような樹木植栽や伐採等を行うゾーン。また、地下遺構の保護のため、立ち入りを制限する範囲。



ただし観光活用のためにも、可能な範囲で城内からの眺望の確保が必要であり、城下町の活用のためにも町からの景観に配慮した整備が必要である。



第 85 図 ゾーニングの設定図

第2節 保存に必要な整備の手法

①本質的価値の保存

- ・烏山城跡の確実な継承、毀損の未然防止や拡大防止を目的として、石垣や土塁などの本質的価値を構成する要素の整備を計画的に進める。
- ・保存のための整備を拡充するため、現状の記録や発掘調査等の調査・記録を確実かつ継続的に進め、調査結果に基づく適正な整備を行う。
- ・石垣に関しては、すでに作成した測量図に調査成果を入れた図を作成し、危険度の高いものから保存整備を進めていく。また経年劣化が進んでいることから、日常の保存管理にむけた石垣の歪み等の計測についても検討する。
- ・既存の歩行者動線（通路）でつなぐことのできる主要な曲輪について、草刈りをはじめとした維持管理に努めながら、現状保存するとともに、植生や風水害による土砂流出による毀損が見られる箇所については、その復旧を図る。
- ・確認されている礎石や石列については、必要に応じて保存対策を講じるとともに、草刈りや清掃活動、通路、説明板の整備においては、石垣等を構成していた石材の現状保存及び地下遺構を含め遺構・遺物の保存に留意する。
- ・通路の整備（遺構の毀損防止）について、来訪者による遺構（特に石垣や切岸）の毀損が生じないように、盛土の上に階段やスロープ等の整備を行う。その他の箇所についても、毀損の恐れのある場合は、盛土や階段等による対策を検討する。
- ・維持管理施設等の整備について、維持管理のための用具や資材の保管場所として、新たに倉庫等を整備し、維持管理のための用具・備品の充実を図る。また、史跡の維持管理や運営のため、その体制の確保を検討する。

②防災・減災に向けた整備

- ・減災の観点から、ハザードマップ情報の共有に向けた、案内の整備を検討する。
- ・災害発生時に危険箇所となる可能性がある場所には、それに対応する防護を検討する。
- ・地震災害や風水害などの災害に起因する毀損が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止措置を取るとともに、復旧の方法を早期に検討し復旧する。
- ・通路の整備にあたり、水量の豊富な山城であることから、通路が水路となる箇所もあるため、斜面の崩落防止対策を含めた雨水排水対策（防災・遺構保存・環境保全対策）に十分に留意する。
- ・ゴミのポイ捨てや不法投棄の防止、防火・防犯対策を充実させるため、啓発や注意の表示、防犯設備の整備を管理体制と合わせて検討する。
- ・通路の復旧や整備においては、遺構の保存に留意し、盛土を基本に整備に対応するが、間伐材の活用も検討する。

③植生管理・鳥獣被害防止

- ・那珂川県立自然公園内に史跡の大半が含まれているため、自然公園の維持に配慮した管理を遵守する。
- ・遺構に悪影響を及ぼすおそれのある樹木や、石垣等に生育している樹木については、危険度の高いものから枝払いや伐採等の保存整備を検討する。
- ・管理に当たっては環境調査にて作成（令和6年度実施）した植生の林層図を基にした植生のゾーニング図を参考に、植生管理を進める。その中で、竹林の侵食抑制や樹種転換、安全対策や遺構の保

存のための樹木の伐採（伐根不可での危険木の撤去など）を検討する。

- ・ 史跡指定区域内からの眺望を確保するための植生管理も樹林地の林床植生の単純化、生物多様性の低下を防ぐため、モニタリング調査に基づき、目標とする森林像を視野に入れて、間採、剪定等を継続的に進める。
- ・ 樹木が石垣や切岸、地下遺構を毀損している場合、又はその恐れがある場合には、防災や景観に留意しながら、各種手続きを遺漏なく行い、安全に留意し伐採を検討する。
- ・ 土砂崩れが懸念される急傾斜地などでは、植生を把握し、落葉広葉樹の疎林として林床植物を繁茂させ、防災対策と併せて自然環境の再生や景観づくりを検討する。
- ・ イノシシ等による遺構の毀損やその他地面の掘り返しを防ぐため、ソフト・ハードの両面から鳥獣被害防止対策を検討する。

第3節 活用のための施設整備に関わる手法

①サイン整備

- ・ 史跡指定地内の説明板、解説板などのサイン類に、史跡としての価値を的確に伝えるサインを設置する。
- ・ 解説板、案内板、道標などのサインの意匠を統一し、史跡内外のサインについて那須烏山市公共サイン計画^{*}に即した整備を進める。
- ・ 史跡における調査研究の成果に基づき、真実性を確保した適正な手法を用いて、来訪者に往時の様子を想起させる遺構の表示を行う。
- ・ 遺構の平面表示等の整備を検討する。平面表示等を行う場合には、これに伴う通路等の適切な整備を行う。
- ・ 地表に露出した遺構（礎石、土塁等）の適切な保存方法や公開方法を検討し、イノシシ防護対策や雨水対策を講じ現状通り露出展示を図り、見どころづくりにつなげる。
- ・ 井戸跡及び湧水地については、安全対策を行いその維持管理を図る。
- ・ 史跡指定地及び周辺地域からのアクセス道の整備の検討、更にアクセス道において烏山城跡の存在を感じさせるサイン（国道294号、県道宇都宮常陸大宮線、宇都宮向田線 JR 烏山駅等から）の整備を行う。
- ・ 烏山城跡から周辺の文化遺産への案内等を考慮した方向サインの整備を行う。
- ・ デジタルコンテンツの活用も併用する。

※那須烏山市公共サイン計画：

那須烏山市の豊かな自然景観や歴史・文化的な景観に配慮した、統一的な公共サインの整備を推進するため、公共サインの整備に係る基本的な考え方です。公共サインとは、人々にまちの地理、方向や施設の位置等の情報を提供する媒体としての標識、地図、案内誘導板等の総称であり、公的機関が設置するものとされています。この公共サインの新設、改修及び増設等を行う場合に適用します。



第 86 図 那須烏山市公共サイン計画

② デジタルコンテンツによる情報発信

- ・ 情報発信のために必要なサインは、年齢、性別、言語、障がいの有無にかかわらず多くの来訪者が利用可能となるよう ICT^{*}の取り入れも検討し、観光と連携した AR（拡張現実）や VR（仮想現実）、MR（複合現実）といった XR（クロスリアリティ）といった先端技術も駆使したバーチャル復元整備の活用などの最新技術を活かしたソフト整備を検討する。

※ ICT：

（Information and Communication Technology）は「情報通信技術」の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と区別する場合もある。

③ 便益管理施設の整備・設置

- ・ 史跡見学者の活用を想定した便益施設（四阿・ベンチ・トイレ）等の整備。（体感ゾーン）
- ・ 来訪者が憩いの場として快適に利用するための休養・便益施設の整備。（活用ゾーン）
- ・ レクリエーション、イベント、交流などの利用を促進する空間の整備。（活用ゾーン）
- ・ 周辺住民や各主体が地域の魅力を発信する空間として有効活用できる施設整備。（体感ゾーン・活用ゾーン）
- ・ 遠足利用に対応する広場空間。（体感ゾーン・活用ゾーン）
- ・ バス等を含む駐車場の整備。（指定地外）
- ・ 管理設備（電源設備、水道設備等）の整備や設置の検討。
- ・ 防犯設備（防犯カメラ・防犯灯等）の整備や設置の検討。

④ 環境整備

- ・ 史跡指定地からの眺望の確保。遺構の保存や森林の保全・管理、防災対策と調整しながら、良好な眺望条件を有する箇所においては、限定的に樹木の間採や枝打ちを行い、市街地や田園、河川、山並みを眺望できる場を確保する。
- ・ 三の丸跡を中心とした活用ゾーンでは、史跡のエントランス・導入ゾーンとしての立地性を活かした空間として、土地利用の段階的な実現を目指す長期的な観点から将来像を方向づける。なお、整備基本構想策定時には史跡公園（仮称）の候補地とする。また、今後の調査・研究により、往時の状況が確認できた場合には、それを表現する整備や説明板等での情報提供を検討する。
- ・ 人にやさしい環境づくりを念頭に、山道や通路、その他歩行者動線のうち、遺構の保存に影響しない区間については、史跡の景観や利用状況を考慮しながら、坂道への手すりの設置等も念頭におき、全体を通じて歩行支援の方策を検討する。高齢者・障害者、その他配慮を必要とする人の利用を考慮しながら駐車場の整備を行い、駐車場へのアクセスの明確化や思いやり駐車場の拡充、見やすい案内板の整備に取り組む。
- ・ 史跡へのアクセスの円滑化を検討する。史跡へのアクセスを強化するため、道路や沿道への誘導標識の整備・充実を図る。また、利用者が多い場合は、民間駐車場の関係者の理解と協力を得ながら、その活用の仕組み（情報提供、利用のルール、行政と民間との連携）を模索する。
- ・ 山城から城下町へ広がりの中での周遊ルートの整備・充実を図る。また、山あげ会館など、文化財



や観光資源をつなぐ周遊ルートを設定し、案内表示板の維持管理や整備（修繕・更新、新設）に取り組む。

⑤ガイドンス施設等の整備・設置

- ・烏山城跡の歴史や石垣などの遺構、出土遺物等を紹介するガイドンス施設の設置を検討する。
- ・烏山城跡と城下町の一体的な関係から、ガイドンス施設の位置は、史跡指定地の近隣、東山麓が利活用の面からも想定される。
- ・ガイドンス施設では地域の文化遺産や城下町、烏山の山あげ行事等との連携を視野に入れた歴史文化の紹介・情報提供スペースの確保に努めながら情報発信も行う。
- ・烏山城跡を活用したグッズ等の販売場所の整備、設置を検討する。

表 27 ガイドンス施設の内容

役 割	内 容	
	機 能	事 業
本質的価値を伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡の本質的価値を構成する遺構の解説 ・現地で見ることができない遺構等を展示により体感 ・かわらけや陶磁器等の出土遺物を展示（収蔵は、旧七合中学校収蔵室） ・烏山城跡を価値づける陶磁器類や石垣等の調査研究の成果を紹介 ・烏山城跡の最新の調査研究の成果を公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡に関する講座等の実施 ・烏山城跡に関連する体験学習
活用拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化遺産をつなぐ活用拠点として、関連する文化遺産等の案内や普及啓発 ・烏山城跡と関連する地域の文化遺産とのつながりを紹介 ・烏山城跡と関連する地域の文化遺産との理解を深める学習プログラムの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の文化遺産に関する講座等の実施
地域の魅力を発信する空間	<ul style="list-style-type: none"> ・便益施設（休憩場所・トイレ・駐車場・赤ちゃんの駅） <p>※ 赤ちゃんの駅：誰でも赤ちゃんのおむつ替えや授乳ができる場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡の関連商品等の販売、配布 ・市民参画の活動拠点 ボランティアによる案内ガイドの育成や待機場所 ・文化財活かし隊（環境整備ボランティア）の活動拠点

第 10 章 運営・体制の整備

(1) 運営・体制の整備の方向性

「保存活用のための運営・体制」の基本方針

I. 烏山城跡の適切な保存活用を推進できる運営体制を構築する。

地域の貴重な文化遺産である烏山城跡を保存活用していくためには、地域市民と那須烏山市の連携が必要である。それぞれが史跡に対してそれぞれの役割をもって接し関わることで、その価値を共有し、ともに保存管理に協力しながら、地域への愛着となる文化遺産として多方面に活用することが可能である。

上記の基本方針を達成するための「保存活用のための運営・体制」の方向性は以下のとおりである。

【方向性】

史跡の保存管理は、地域市民、土地所有者、管理団体である那須烏山市が連携し実施する。また、史跡の保存管理に関する事務及び史跡内保存管理の運営・体制について、文化庁、栃木県の指導・助言のもと、那須烏山市が実施する。その那須烏山市内部では、烏山城跡の本質的価値を共有し、まちづくり施策、都市計画、観光振興、学校教育、生涯学習事業等において関係課局と連携し、史跡のより効果的な保存と活用を図る。

そうした上で、烏山城跡の本質的価値を構成する要素の適切な保存管理と活用を図るため、活用の主体者である市民や地域、教育関係者、那須烏山市などが連携することにより、新たな付加的な価値を生み出す動きが自発的に行われることをめざした管理運営体制を構築する。

また管理運営体制の継続のためにも、現在発足している那須烏山市内を活動拠点としている「文化財活かし隊」のような環境整備ボランティア等の地域の管理団体の育成を進める。

さらに、適切な保存活用を推進できる運営体制を確立するためには、史跡の保存、活用、整備についての専門的な知見が必要であるため、専門家や有識者による指導・助言・検討のための委員会を設置し、保存、活用、整備の方向性や手法等を検討する。



第 87 図 『樹木絵図』 那須烏山市所蔵

(2) 運営・体制の整備の方法

第1節 保存管理のための運営・体制

保存管理のための運営・体制には、土地所有者による管理運営と管理団体による管理運営が必要である。

土地所有者による管理運営では、所有地の管理は土地所有者がすることが原則であり、現状変更の計画や所有者情報や地番等の登記事項の異動などの変更等があった場合には、文化財保護法に基づく申請や変更届などの提出が必要である。

管理団体による管理運営では、文化財保護法に規定される①史跡の標識・説明板・境界杭等の設置。②災害による被害・毀損等があった場合の応急措置や復旧。③土地の地番等の異動の文化庁長官への届け出事務。といった行政的な措置や事務等を行い、適切な保存管理の実施である。

このような烏山城跡の適切な保存管理を進めるため、史跡の管理団体である那須烏山市が、文化庁や栃木県と連携した体制の構築が必要である。現在、未指定地域である民有地において追加指定があった際は、その追加指定範囲の土地所有者を含めた体制となる。

災害発生時において、庁内関係課局や地域等と連携し、史跡における災害に対して迅速に対応できる体制を検討する。

第2節 活用・整備のための運営・体制

活用・整備のための運営・体制については、那須烏山市と地域市民、教育関係者等が連携し、那須烏山市総合計画に基づいた、烏山城跡を新たな地域の文化遺産としての活用拠点となる体制づくりを推進する。

そのためにも、今後の保存管理と活用を推進し、那須烏山市役所内部においても、教育委員会と市長部局関係課との横断的な連携を実施し、史跡の本質的価値を共有し、緊密な情報共有や助言・支援をする連携体制の整備が必要である。

整備については、管理団体である那須烏山市が主体となって定める整備基本計画の中で、史跡整備の着手までの短期的（保存活用計画実施後概ね5～10年）に実施すべき内容だけでなく、史跡整備完了以降の中長期的な計画（次章参照）を立てた上で、史跡を円滑に活用する管理運営が図ることができるよう検討する。

第3節 運営・体制に関する各主体の役割

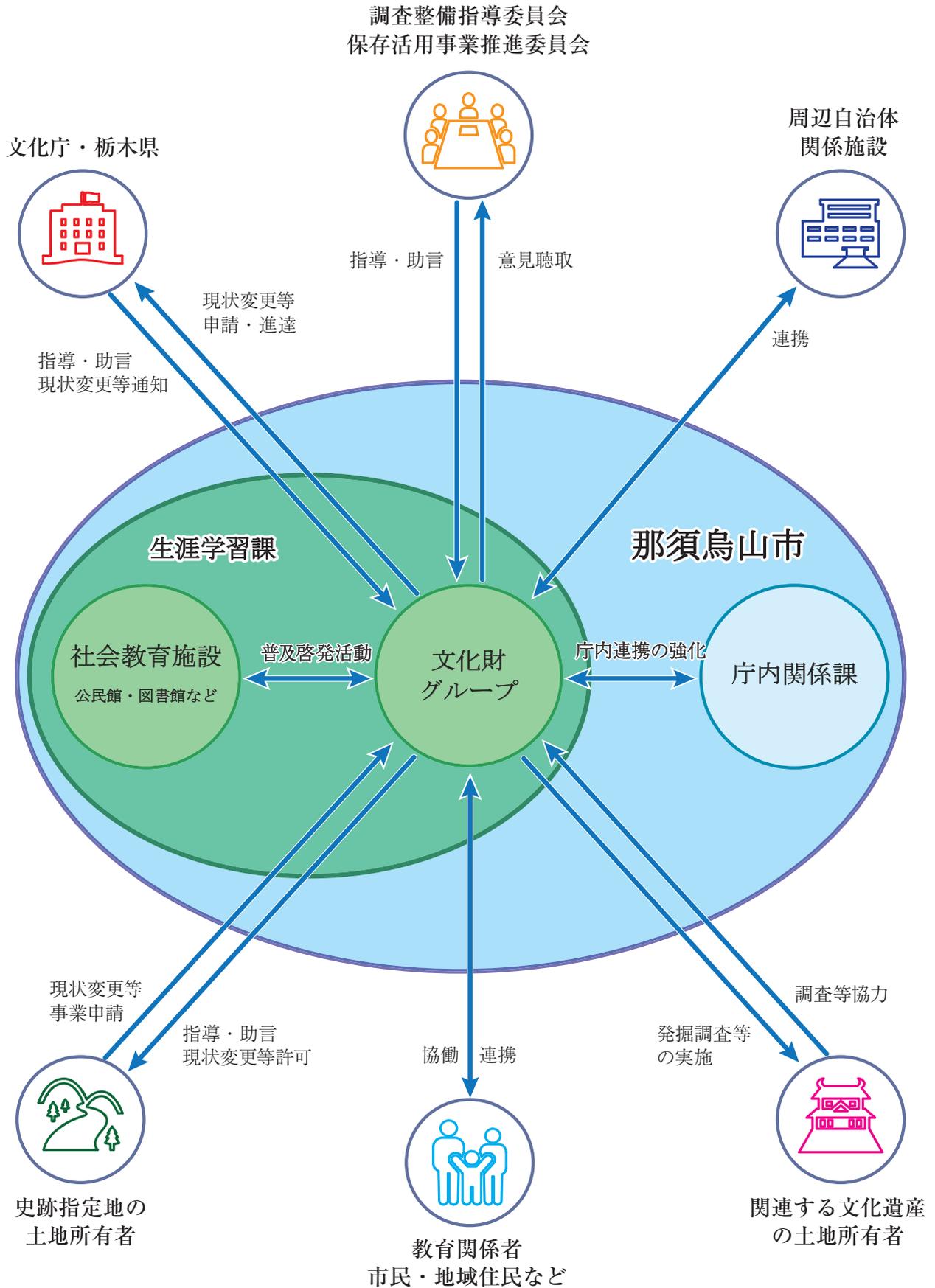
本計画の「保存管理」や「活用」、「整備」で定めた取り組みの実現にあたっては、那須烏山市が中心となって、地域市民、土地所有者、学校、関係機関だけではなく、市内外を問わず、一般利用者、研究者、観光客等が烏山城跡の価値を共有し、短期的、中長期的な視点を持って、(表30)に示すようにそれぞれの役割を果たしていかなければならない。

そして、連絡・協力・周知・普及啓発・情報発信などを行いながら、互いの連携体制を構築し、この連携を通じて、それぞれの関係者同士の横のつながりが生まれ、持続可能な事業の実施となるよう検討を行う。

また、災害発生時においては、『那須烏山市地域防災計画』（平成29(2017)年3月)に基づき、那須烏山市が設置する災害対策本部の指示のもと、教育部生涯学習班(旧文化振興班)が史跡の被害状況の把握と応急措置や復旧などの対応を担うことになっている。そのため、烏山城跡においても迅速な対応ができるよう、史跡指定地の一時避難地としての利用の可否や取り扱い、緊急連絡網の整備等の検討を行う。

表 28 保存活用体制の役割分担

主 体		各主体の役割	
		短期（概ね5年）	中長期（概ね14年）
那須烏山市	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡の保存活用に関して、主体となって取り組む。 ・文化財保護法に基づき、史跡の管理団体として適切な史跡の保存管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡の保存を図るため、土地所有者との円滑な調整を行うとともに必要な調査研究、追加指定を検討し実施する。
	庁内関係課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の連携を図り、烏山城跡の保存活用に関係する部局との情報の共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡で実施する保存活用、整備において関係する課と連携し、実施する。
文化庁		<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡の保存活用に関して、必要な助言や指導、経費支援を行う。 	
栃木県		<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡の保存活用に関する那須烏山市への支援（文化庁との調整、専門的・技術的な指導・助言、職員の能力向上、計画策定支援、経費支援等）を行う。 	
史跡指定地の土地所有者		<ul style="list-style-type: none"> ・所有する土地の日常的な維持管理のほか、文化財保護法に基づく、現状変更の申請や変更届等の提出などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡の保存活用を理解し、協力する。
関連する文化遺産の土地所有者		<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡の保存活用を理解し、烏山城跡を後世に継承する意識を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡の価値を理解し、協力する。
教育関係者		<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡を見学・生徒が郷土の文化財に親しみを持ちながら学べるよう、学習計画の中で位置づけ、活用する。 	
那須烏山市民		<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡などの地域の文化遺産を後世に伝え、継承する意識を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡を保存活用していくために知恵と力を結集し、恒久的な保護をしていく。 ・烏山城跡の保存活用に関わり、ボランティア活動などに参画する。
史跡周辺の地域住民		<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡などの地域の文化遺産を後世に伝え、継承する意識を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡を保存活用していくために知恵と力を結集し、恒久的な保護をしていく。 ・烏山城跡の保存活用に関わり、主体的に活用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡調査整備指導委員会 ・烏山城跡保存活用事業推進委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡の保存活用に関する方針や計画、また計画の推進状況に関して、審議し、指導や助言をする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財施設 ・社会教育施設 		<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡のガイダンス施設の整備、設置を検討する。 ・烏山城跡を普及啓発するため、烏山城跡を中心とした歴史や文化財等の展示公開に努める。 	
周辺自治体・関係施設		<ul style="list-style-type: none"> ・烏山城跡の保存活用に関して、那須郡内の市町と連携を行う。 	
観光関係・観光施設		<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルコンテンツ作成・維持・管理を行う。 ・グッズ販売（御城印等）を行う。 ・駅からハイキング等イベントを検討する。 	



第88図 保存活用の体制

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

(1) 短期的な計画実施

本計画は、文化庁、栃木県の指導を受けて、実施するものとし、「第7章 保存（保存管理）」と「第8章 活用」、「第9章 整備」に基づいて、円滑に計画を進めていく。

烏山城跡では、計画の認定から短期的な計画（概ね5年間：令和7年度～11年度）、中期的な計画（概ね14年間：令和12年度～20年度）、長期的な計画（概ね15年以上：令和21年度以降）に仕分けし、事業の進捗や市の体制、財政等の状況に応じて実施期間を適宜見直すものとする。

その中で、短期的な計画として、整備計画を目的とした現地確認調査を実施し、整備基本構想、整備基本計画の策定を短期的に達成すべき目標とした。

第1節 保存（保存管理）

①適切な史跡の保存管理

文化財保護法に基づき、史跡の現状変更等の取り扱いを行うとともに、適切な維持管理を継続的に行う。

また、史跡指定地周辺の開発事業について留意し、早期の把握に努め、烏山城跡の保存に影響が出ないように注意する。

②烏山城跡に関する調査研究の継続的な実施

烏山城跡において、築城時期やその当時の様相等の史跡全体像等を解明するための調査研究を継続的に進め、その成果の普及啓発に努める。

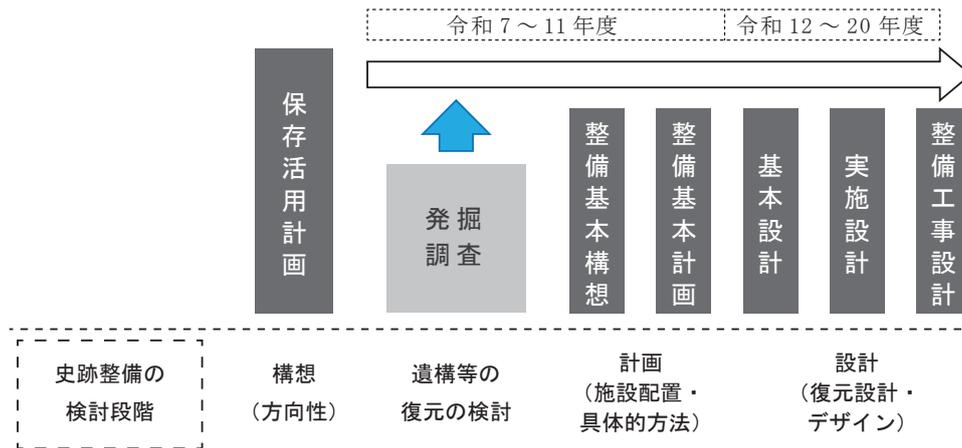
第2節 活用・整備

①史跡整備の計画等策定及び実施

烏山城跡の活用を推進するため、整備基本構想及び整備基本計画を策定し、その計画等に基づいた整備を実施する。整備に至るまでの事業計画（第89図）は次のとおりである。

史跡整備までの事業計画

- ア. 史跡全体像等を解明する調査研究を継続的な実施。
- イ. 保存活用計画及びこれまでの調査成果等を踏まえた整備基本構想、整備基本計画の策定。
- ウ. 史跡整備後の管理方法及び管理運営体制に関する関係課局及び地域等との調整。
- エ. 史跡整備の基本計画の策定後、基本設計、実施設計及び整備工事の着手。



第 89 図 史跡整備に至る事業内容及び事業スケジュール

②烏山城跡の活用の継続

短期的な計画は、史跡整備に向けた機運・醸成づくりと位置づける。

現地の定期的な公開、イベント等の開催だけでなく、那須烏山市と地域や社会教育施設や観光施設等が連携して、烏山城跡の本質的価値を伝える講演会等や、烏山城跡と関連の深い要素を素材とした講演会等のソフト面の普及啓発を行い、現地を親しみやすい場所として認知させるとともに、市民の理解・関心を深めるよう努力する。

さらに中長期的な計画実施にむけて、那須烏山市と史跡整備後の活用主体となる地域や学校教育、社会教育等と連携を高めるため、烏山城跡における活用方法等の提案や意見交換を行い、整備基本計画等に反映できるようにする。

表 29 史跡整備までの「活用」に関する実施内容

活用の方法	内 容
本質的な価値を伝える活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地の公開及び施設での出土遺物の展示、烏山城跡をテーマとした講演会等の実施 ・ 発掘調査の現地説明会の実施（一般・児童生徒・地域向け）
地域の文化遺産としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 烏山城跡に関係する講演会等の実施 ・ 周辺の文化遺産とセットにしたツアー等の実施
地域の魅力を発信する空間としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と連携した現地イベントの開催 ・ 地域の魅力を発信する空間として、地域や学校教育、社会教育等が利用できるような活用方法、特に地域の活発な利用を視野に入れた魅力ある空間づくりを検討

(2) 中長期的な計画実施

短期的な計画実施と位置付けた整備基本計画の策定以降を、中長期的な展望のもと取り組まなければならない期間として設定する。

一般的に短期というと概ね5年だが、史跡地内の土地境界測量や公有地化の進み具合から5年では目に見える部分が少ないことが推測されるため、公有地化完了した部分が活用に資する程度確保でき

た範囲から、活用に向けた整備計画の策定等を諸般の情勢を勘案した上で実施する。その後を引き継ぐ形で、中長期を保存活用計画実施後概ね5年以降とした。

なお、保存活用計画の認定から短期及び中長期の概ね14年間を本計画の実施期間とし、14年後をめどに計画を見直し、改めて持続可能な保存活用計画を検討する。

この計画の実施期間は、総合計画の見直し時期を考え、第6次総合計画を策定した翌年に合わせて、14年とし、令和7年度から令和20年度までとして、慎重な検討のうえで時勢にあわせて修正できることとする。

第1節 保存（保存管理）

①烏山城跡に関する調査研究の計画的な実施

烏山城跡において、築城時期やその当時の様相等の史跡全体像等の解明を進めるための調査研究を継続的に進め、その成果の普及啓発に努める。

②追加指定

烏山城跡に関する調査研究によって新たな遺構や知見が発見された場合や、史跡指定地に隣接する追加指定を目指す範囲（第4図）については、史跡の価値を十分に確認した上で追加指定を進め、公有地化を検討する。

第2節 活用・整備

①烏山城跡の活用の推進

史跡整備された烏山城跡において、那須烏山市と教育関係者、地域等が連携して、烏山城跡の本質的価値を伝えるための活用、文化遺産としての活用、地域の魅力を発信する空間として活用するための事業を具体化して、継続的に実施し、市民の烏山城跡への関心や郷土の歴史への愛着等の向上を推進する。

②史跡の管理運営の円滑な推進

史跡整備された烏山城跡における管理運営を効果的かつ継続的に行うため、活用主体となる地域や学校教育や社会教育等との意見交換等を行い、事業の見直しや再検討を行う。

表 30 保存活用計画の実施（保存管理）

方向性	実施内容	短期：～令和11年度	中期：令和12～20年度	長期：以降継続
		公有地化	公有地化・史跡整備実施	史跡整備以降
保存管理	調査研究の継続的な実施	→		
	関連の調査研究	→		
	追加指定		→	

上記の計画の実施は次章の経過観察を踏まえ、随時見直しを図ることとする。

表 31 保存活用計画の実施（活用整備）

方向性	実施内容	短期：～令和 11 年度	中期：令和 12～ 20 年度	長期：以降継続
		公有地化	公有地化・史跡整備実施	史跡整備以降
活用整備	本格的な史跡整備の計画等 作成及び整備工事の実施		→	→
	烏山城跡の活用 ・本質的価値を伝える活用 ・文化遺産としての活用 ・地域の魅力発信としての 活用		→	→
	運営体制の円滑な推進	体制の検討 →	体制の構築・検証 →	→

上記の計画の実施は次章の経過観察を踏まえ、随時見直しを図ることとする。

第 12 章 経過観察

(1) 経過観察の方向性

本計画の推進にむけて、「第 6 章 大綱・基本方針」を基に、「第 7 章 保存（保存管理）」、「第 8 章 活用」、「第 9 章 整備」、「第 10 章 運営・体制の整備」で検討した事項の達成状況を把握し、那須烏山市教育委員会が経過観察を定期的に行う。

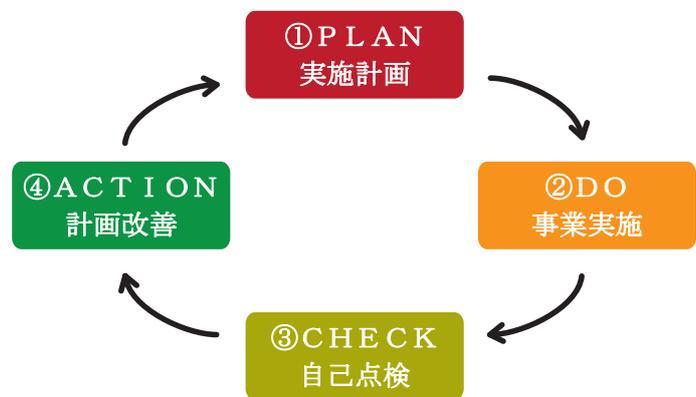
「第 11 章 施策の実実施計画の策定・実施」に記した内容に基づき、経過観察に必要な項目と観察内容及び指標について次節で示す。

【方向性】

経過観察の結果を分析し、本計画の実施状況の把握と課題の抽出を行い、保存活用計画の効果検証や見直しに活用する。「計画の策定（Plan）→計画の実施（Do）→経過観察（Check）→計画の見直し（Action）」の PDCA サイクル*で烏山城跡の保存活用の推進と計画の適正化を進める。

※PDCA サイクル：

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと

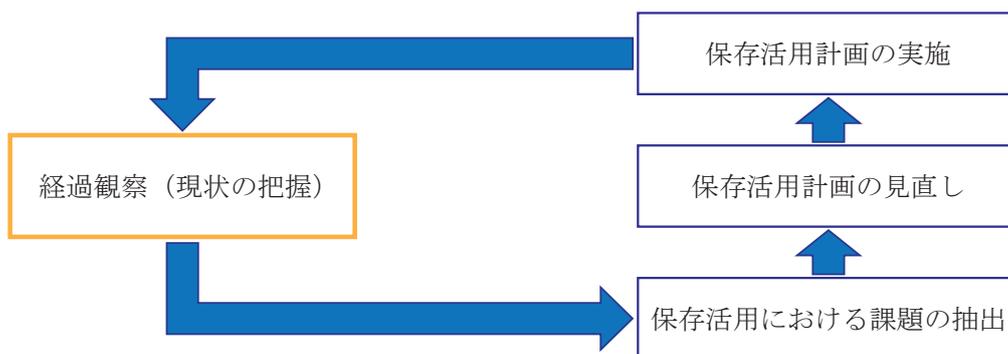


第 90 図 PDCA サイクル

経過観察は、短期的な計画実施と位置付けた公有地化の実施を契機として、史跡整備の進捗と完了に向けた進行管理が必要である。

さらに公有地化の完了以降においては、中長期的な史跡整備計画実施を踏まえ、経過観察の項目、内容について見直しを行う必要がある。

「保存管理」「活用」「整備」を実現するための「運営・体制の整備」については、それぞれの主体の役割分担（表 28）の実施状況を確認するための経過観察を行い、その結果を共有するとともに、実施状況によっては、保存活用の運営・体制に関する役割分担等を見直し、必要に応じて再検討を行う。



第 91 図 経過観察のサイクル

(2) 経過観察の方法

烏山城跡の保存管理においては、文化財保護法に基づいて、現状変更等の取り扱いが適正に行われているかが経過観察の基本である。

さらに、今後の保存を進める上では、烏山城跡に関する調査研究の進展、そして調査研究から追加指定を必要とする範囲の検討状況、また追加指定に向けた進捗状況を観察する必要がある。追加指定ののちは、公有地化の進捗が経過観察の対象となる。

以下の項目で経過観察を行う。

表 32 保存管理における経過観察項目

項 目	観察の内容	観察の頻度	指 標
現状変更の取り扱い	現状変更実施状況の確認	定期	現状変更の届状況及び件数
調査研究の継続的な実施	関連文化遺産に関する調査成果	1年に1度	研究調査の内容
追加指定	追加指定候補地及び追加指定の面積	1年に1度	追加指定候補地及び追加指定の面積
公有地化	公有地化の面積	1年に1度	公有地化の面積

(3) 活用・整備に関する経過観察

本格的な史跡整備に向けて機運を盛り上げるため、烏山城跡の活用を進め、認知や関心を高めることが求められる。

そして、史跡整備完了後においては、烏山城跡への郷土愛の醸成等、継続的な保存と活用に向けた取り組みが必要である。こうした点について効果検証を行うための評価指標は、今後の検討しなければならない。

一例として、イベント等の実施の際に参加者等にアンケートを行い、烏山城跡や那須家、大久保家といったキーワードの認知度等を計ることも考えられる。

整備においては、本計画策定以降に実施する史跡整備事業の効果を適切に評価、検証するため、事業年度ごとの実績について、次のような項目で経過観察を行うことが考えられる。

ただし、これら事業効果を把握するための指標は例示で、事業の内容にあわせて適宜検討した上で指標を設定し、経過観察を行っていく必要がある。

表 33 活用・整備における経過観察項目

項目	観察の内容	観察の頻度	指標(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を伝える活用 ・地域の文化遺産としての活用 ・地域の魅力を発信する空間としての活用 	公有地化前 <ul style="list-style-type: none"> ・現地イベントでの実施状況 ・社会教育施設での展示 ・講演会の実施状況 ・烏山城跡の認知および関心度などのアンケート 	1年に1度	<ul style="list-style-type: none"> ・現地イベントの参加人数 ・文化財施設での参加人数 ・烏山城跡の認知および関心度(%)
	公有地化後 <ul style="list-style-type: none"> ・現地の見学や利用の状況 ・活用イベント等の実施状況 		<ul style="list-style-type: none"> ・見学者数 ・活用実績件数及び参加人数
<ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備の計画策定及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画等の策定及び整備の実施状況 	1年に1度	<ul style="list-style-type: none"> ・整備の進捗率
<ul style="list-style-type: none"> ・運営体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡における保存活用に係るボランティア活動状況 	1年に1度	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア参加人数または登録者数

参考資料

- ・ 関係法令の抜粋
- ・ 本計画 概要版
- ・ パブリックコメントの実施結果

関係法令の抜粋

①文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日第 214 号 最終改正：令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号）

（滅失、き損等）

第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（指定）

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前 2 項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

（管理団体による管理及び復旧）

第 113 条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

（所有者による管理及び復旧）

第 119 条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第 192 条の 2 第 1 項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第 187 条第 1 項第 3 号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第 31 条第 3 項の規定を準用する。

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う 管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

（復旧の届出等）

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第 129 条の 2 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第2号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第183条の2第1項に規定する文化財保存活用大綱又は第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。
(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第129条の3 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更の許可の特例)

第129条の4 第129条の2第3項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第4項の認定(前条第1項の変更の認定を含む。以下この章及び第153条第2項第23号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第125条第1項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第129条の5 文化庁長官は、第129条の2第4項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第129条の7において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取り消し)

第129条の6 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第129条の2第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第129条の7 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

②文化財保護法施行令(昭和50年9月9日政令第267号最終改正:平成31年政令第18号)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第5条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第115条第1項に規定する管理団体(以下この条及び次条第2項第1号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第2項第1号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下こ

の項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにおいては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第125条第1項並びに同条第3項において準用する法第43条第3項及び第4項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあっては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあっては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第115条第一項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第7項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第2項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第130条(法第172条第5項において準用する場合を含む。)及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第4項第1号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第1項本文、第2項本文、第3項及び第4項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市

の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

③文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成12年4月28日文化大臣裁定）

3 令第5条第4項第1号ハ関係

(一)「工作物」には、次のものを含む。

- ①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
- ②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
- ③小規模な観測・測定機器
- ④木道

(二)「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六)工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

(一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三)木竹の伐採が、法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

④特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号最終改正：平成31年4月1日文化科学省令第7号）

（終了の報告）

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（管理計画）

第6条 令第5条第4項第1号ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日

- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた教育委員会
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

⑤特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和 43 年 12 月 26 日 文部省令第 31 号 最終改正：平成 31 年 4 月 1 日 文部科学省令第 7 号)

(復旧の届出)

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 127 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。（以下略）

(終了の報告)

第 3 条 法第 127 条第 1 項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第 4 条 法第 127 条第 1 項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第 118 条又は第 120 条で準用する法第 35 条第 1 項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第 122 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第 125 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

⑥史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和 29 年 6 月 29 日 文化財保護委員会規則第 7 号 最終改正：平成 31 年 4 月 1 日 文部科学省令第 7 号)

(標識)

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第 1 項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第 2 号から第 4 号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第 2 号に掲げる事項は裏面に前項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第 2 条 法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第3条 前条第1項第4号又は第5号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第4条 法第115条第1項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とするものとする。

3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡 境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第5条 第1条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。



西城出土 猿形の土製品

からすやまじょうあと 史跡烏山城跡保存活用計画 概要版



 YouTube

烏山城跡を動画で解説

烏山城跡は、自然地形を上手く利用した難攻不落の城として、15世紀後半から明治を迎えるまでの400年以上の長い期間、各所に様々な改修・修繕を経ながら、那須烏山市域の中心的な存在として継続して使われた保存状態の良好な城跡です。

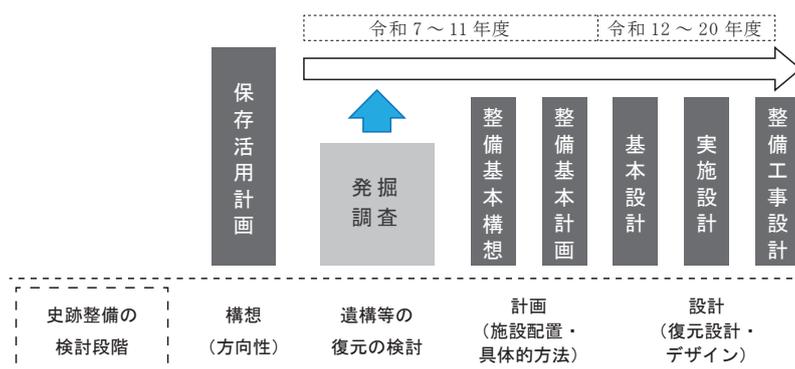
保存活用計画策定の目的

本計画は、烏山城跡の価値を最大限に活かしながら保存し、より有効に活用するための基本方針です。そのため、適正な保存活用にむけた現状変更の取り扱い基準を定め、整備活用に向け具体的に検討していくためのものです。

実施の期間と計画

本計画の実施期間は、令和7年度から令和20年度までの14年間の基本とします。

史跡整備に至る事業内容及び実施計画は右図のとおりです。

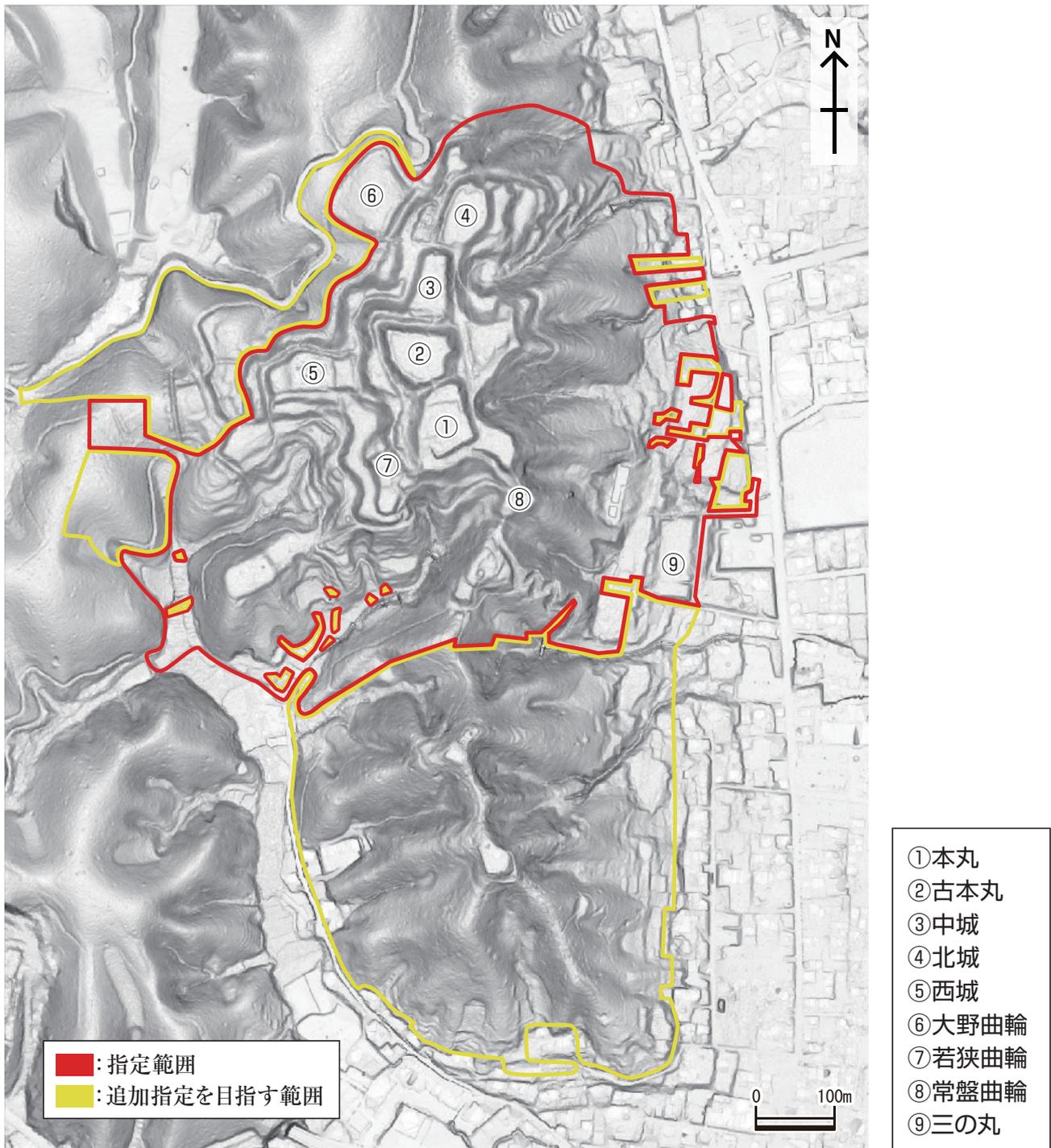


保存活用計画の範囲

史跡指定の範囲

烏山城跡の広大な埋蔵文化財包蔵地（約46万㎡）のうち、史跡指定の範囲は、五城三郭（本丸、古本丸、中城、北城、西城、常盤曲輪、若狭曲輪、大野曲輪）とと呼ばれる主郭部分を中心とした烏山城跡の北側（約25万㎡）です。

しかし、これまでの調査から、南側についても防御施設などが想定できることから、南側も一体の遺跡として、追加指定を将来的な目標としています。



史跡指定の範囲

烏山城跡の本質的な価値

源平合戦の折に、扇の的を射落とした那須与一で有名な那須家の居城としても広く知られている烏山城跡を、次世代に確実に伝えるべき本質的な価値として適正に保存するため、史跡指定にあたっての国の評価を踏まえ、2つの点として整理しました。

- 那須烏山市域の中心的な存在だった大規模な城跡
- 城の形態と変遷や築城技術を知ることができる城跡



吹貫門脇石垣



正門付近の石列



埋められていた区画溝

新たな価値評価の視点

烏山城跡の周辺には、魅力的な文化・観光資源が数多く点在しています。これらの地域の魅力を多くの視点からつなぐ中核的存在が烏山城跡です。そのため、烏山城跡を含めた地域全体をつなぐ活用を目指す新しい視点が重要です。



烏山の山あげ行事



三箇塙の天祭



程村紙

- 周辺の文化財と連携し歴史と文化を伝える城跡
- 大地の営みを感じられる城跡



大小の河川による浸食地形



大小の谷による独立丘陵



丘陵と那珂川の河岸段丘



『野州烏山城絵図』 国立国会図書館所蔵
三の丸が築かれ、藩政機能が移った後の様子が描かれています。

保存活用計画の大綱（基本理念）

烏山城跡の本質的価値を守り伝える とともに広く全国に発信

保存管理を適切に行うとともに、烏山城跡と関連する自然・歴史・伝統文化といった様々な地域の文化遺産との連携を図ります。

地域を代表する貴重な地域遺産としての価値を高め、継続的かつ計画的な活用及び整備を進めます。

大綱を達成するために、「保存管理」、「活用」、「整備」、「保存活用のための運営・体制」の観点でそれぞれの基本方針を定めました。

「保存管理」の基本方針

- ・ 烏山城跡（遺構・遺物）を適切に保存管理する。
- ・ 烏山城跡の全容を解明する。

保存管理の方法

烏山城跡の本質的価値を構成する諸要素である地形・地質、遺構・遺物については、現状保存が原則であり、それらに影響を与える現状変更はできないことを周知する。



遺構（吹貫門脇石垣）



遺物（かわらけ）

日常的な維持管理

石垣や土塁等の経年変化を定期的に観察し、適切な保存管理を行う。また、公有地化された範囲については利用者のための安全管理を行う。

植生管理

那珂川県立自然公園内であることを念頭に、健全な森林環境を目指すための間伐等を含めた管理を進める。眺望や景観に配慮し、観光、地域学習や健康増進等の活用に向け、城として使用していた当時の状況も留意する。危険木については、適正な手続きのうえ伐採を行う。

現状変更の取り扱い

史跡指定地は、現状保存が原則である。そのため、史跡の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする時は、国（文化庁長官）に申請を行い、許可を受けなければならない。（文化財保護法第125条第1項による「現状変更等の制限」）。

追加指定

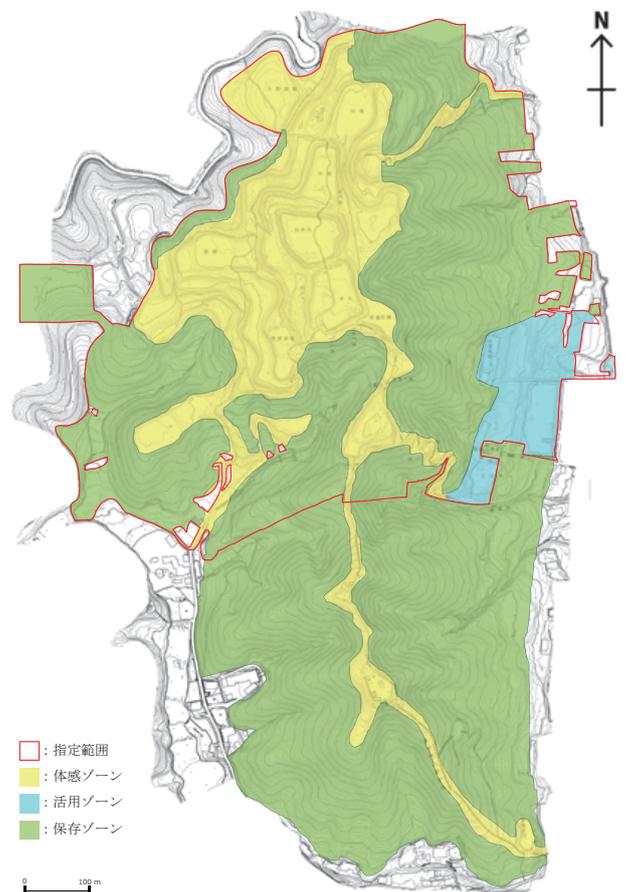
史跡指定地外の近隣に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地について、今後の調査成果に基づいて追加指定を目指す。

公有地化

現状の史跡指定地は、大部分が民有地の為、必要に応じて公有地化を図っていく。ただし、史跡が広大であるため、積極的な活用・整備に必要な土地を優先し、現地に訪れた人々が烏山城跡の本質的価値を分かりやすく理解できるようにゾーニング設定した右図を基本とする。活用の内容や範囲など検討し、社会情勢や市財政、補助金等の活用を勘案し進める。

防災・減災

史跡においても災害を未然に防ぐ備えは重要であり、もし災害（史跡の毀損）が発生してしまった場合は、被害の拡大を防ぎ、毀損箇所の復旧を図るまでが防災と考えます。災害による被害をできるだけ小さくする取り組みとして減災も共に必要なため、日頃からの安全確認に注意する。



ゾーニング設定図

史跡の活用

「活用」の基本方針

- ・ 烏山城跡の本質的価値を伝える活用を推進する。
- ・ 自然・歴史・伝統文化といった様々な地域の文化遺産と連携しての活用を推進する。
- ・ 地域の魅力を発信するシンボリックな空間としての活用を推進する。

活用の方法

烏山城跡の本質的価値として、「保存状態が良好」とあるように、「本物の山城を体験」できる活用も視野に入れ、関連する周辺地域なども含めた幅広い活発な利用を視野に活用する。



三の丸石垣



七曲口への登城口



車橋跡

学校教育における活用

学校教育の機会を通じて、史跡の保存活用への意識を高めるとともに、地域の文化遺産などと併せて学習することで、地域の歴史や文化への関心が深まるよう努める。

社会教育における活用

社会教育において烏山城跡を活用することにより、人々の教養や健康の向上、人と人の絆を強める役割を果たし、地域への愛着や地域貢献の思いを育めるよう努める。

地域における活用

地域活性化の中心的、シンボリックな位置づけとなる烏山城跡を、地域の文化遺産等との広い関連性を活かし、市民協働での活用を努める。

観光における活用

烏山城跡に関連する自然・歴史・伝統文化といった様々な地域の文化遺産と連携を図り、地域の魅力を発信する活用を努める。

見学コース案 烏山城跡に登ってみよう！

見どころ

- A 三の丸跡
- B 七曲口
- C 太鼓丸
- D 常盤門跡（車橋跡）
- E 吹貫門脇石垣
- F 本丸虎口（内柵形）
- G 本丸（礎石建物）
- H 古本丸（横矢掛り）
- I 北城（やぐら）
- J 桜門
- K 袋小路
- L 堀底道
- M 西城
- N 若狭曲輪

入門コース（60分）

- A→C 40分
- G→A 20分

初級コース（90分）

- A→C 40分
- G→J 30分
- J→A 20分

中級コース（120分）

- A→C 40分
- G→H→I 20分
- I→K→L→M 20分
- M→N→F 20分
- F→A 20分

※（分）は、標準的な所要時間です。
コースはすべてAがスタート・ゴールになります。

0 100m

「整備」の基本方針

- ・ 烏山城跡の本質的価値を伝える整備を行う。
- ・ 烏山城跡が恒久的に保存活用されることを目指した整備を行う。
- ・ 地域の魅力を発信する空間としての整備を行う。

整備の方法

史跡整備は、地下の遺構・遺物に影響を与えないことが前提です。未調査地点の整備においては、事前に整備に向けた確認調査を実施し、整備に反映する。

保存に必要な整備

烏山城跡を示す象徴のひとつである各石垣の保管や修理方法といった「本質的価値の保存」や、「防災・減災に向けた整備」、「植生管理、鳥獣被害防止」について整備を検討します。

活用のための施設整備に関わる整備

「説明板などのサイン整備」、「デジタルコンテンツによる情報発信」、「ベンチなどの便益管理施設の整備、設置」、「環境整備」、「ガイダンス施設等の整備、設置」について整備を検討します。

現地整備だけではなく、XR（クロスリアリティ）といった先端技術も駆使したバーチャル復元整備の活用などの最新技術を活かしたソフト整備も検討します。

出土品や関係資料については、将来的なガイダンス施設の整備を検討し、効果的な活用を図ります。

ゾーニングの設定（右図）

烏山城跡における空間ごとの活用方法に応じた整備の方法を検討するために、ゾーニングを設定しました。ゾーニングの中で、史跡地内の活用に欠かすことができない通路の整備については、史跡の保存だけではなく、利用者の安全にも十分な配慮が必要です。その上で、活用の方法の実現に向けた整備を検討します。

体感ゾーン：

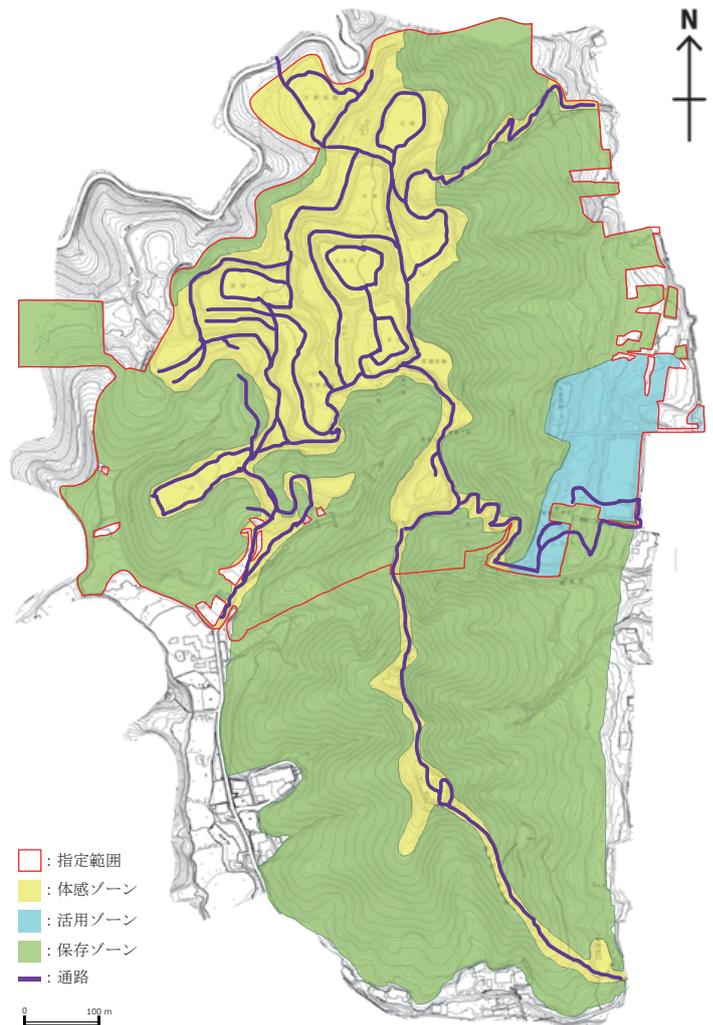
本質的価値を伝えるための整備を行うゾーン。

活用ゾーン：

主に地域の魅力を発信する空間として、日常的な利用やイベント活用等を促進する整備を行うゾーン。

保存ゾーン：

周辺との調和や景観向上、騒音対策のために、体感ゾーンと周辺道路や隣接する住宅地との緩衝帯となるような樹木植栽や伐採等を行うゾーン。



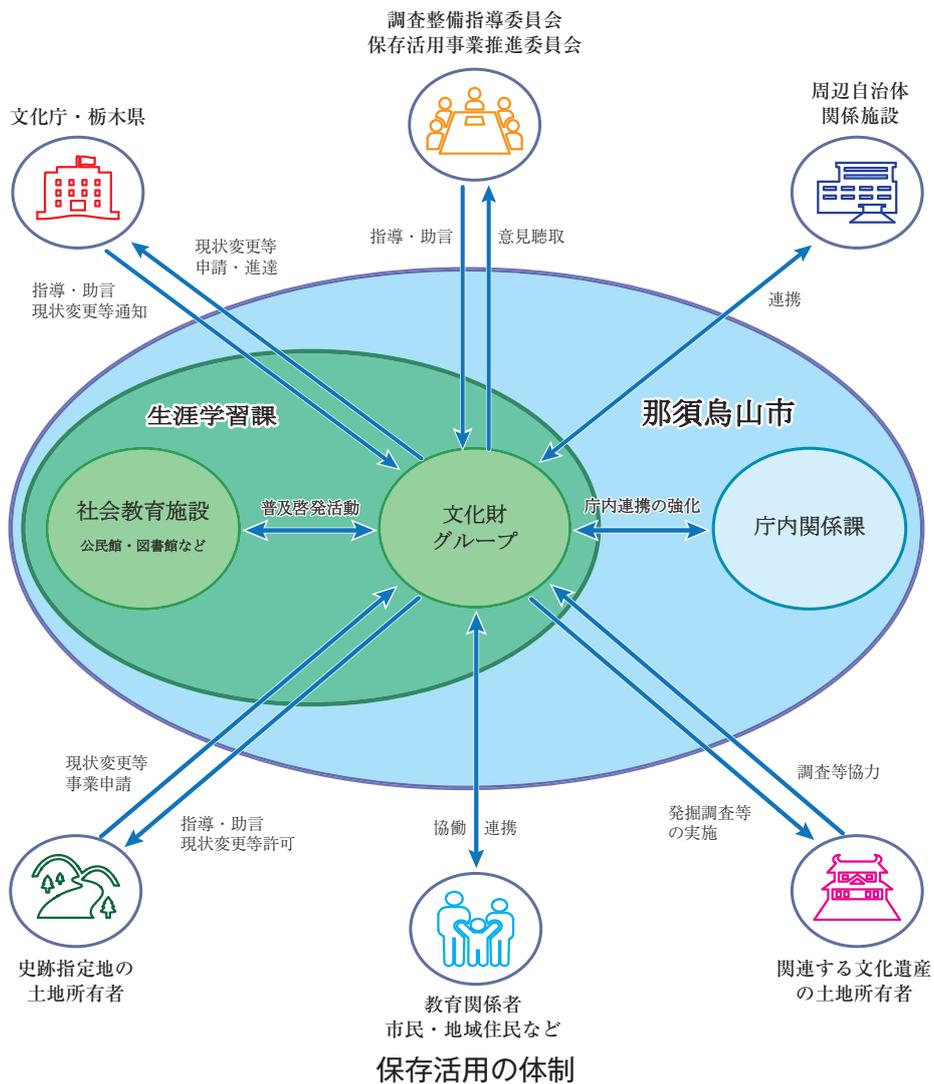
ゾーニング設定図

「保存活用のための運営・体制」の基本方針

烏山城跡の適切な保存活用を推進できる運営体制を構築する。

運営・体制の整備の方法

市民と那須烏山市の連携により、烏山城跡の価値を共有し、ともに保存管理に協力しながら、地域への愛着となる文化遺産として多方面に活用を図る。



おまけ



詳しくは民話
「烏山の名のおこり」へ



パブリックコメントの実施結果

No.	意見・提言等	市の考え方・原案への反映
1	<p>計画への意見箇所が未記入のため、ご意見ご要望の内容を整理させていただきました。</p> <p>①烏山城にのぼっていく通路を整備し、沿道にはしだれ桜ややまぶきの花など植え、道を整える。</p> <p>②烏山城は石垣を整え、館でもよいからそれなりのものを建てる。</p> <p>③説明板を設置する。</p> <p>④広く烏山の人々が歴史に関係していることを知ってもらう。</p> <p>⑤観光客を呼ぶコースの中に烏山城跡を組み込む。</p>	<p>①史跡地内の活用には欠かすことができない通路の整備については、利用者の安全にも十分な配慮をしたうえで、観光など地域の魅力を発信する活用の実現に向けた整備を検討いたします。</p> <p>また、新たな植樹や植栽につきましても、史跡としての価値を損なうこのとのないよう検討いたします。(参照：112頁23行目、130頁24行目)</p> <p>②石垣につきまして、保存管理や修理方法を検討いたします。</p> <p>建物の復元につきましては、那珂川県立自然公園内であることなど多くの制約があることから、バーチャル復元整備の活用などの最新技術を活かした整備や、発見された建物や防御施設などの遺構を現地に表示する等の整備を検討いたします。(参照：116頁表24、130頁27行目、134頁20行目)</p> <p>③説明看板や案内看板などのサイン整備を進めてまいります。(参照：134頁14行目)</p> <p>④本計画の大綱（基本理念）として、多くの方に知っていただくため、広く全国に発信していきます。また、烏山城跡と関連する自然・歴史・伝統文化といった様々な地域の文化遺産との連携を図り計画を進めます。(参照：109頁10行目)</p> <p>⑤那須烏山市における地域の文化遺産と連携して活用できるよう、地域における活用（観光・まちづくり・地域おこし等）などを検討いたします。(参照：127頁13行目)</p> <p>従いまして、①から⑥のご意見につきまして、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、その他に本計画以外のご意見やご要望をいただいておりますが、こちらについては関係部署と共有しておきます。</p>

その他に1件ご意見をいただきましたが、必須事項の不備により回答を控えさせていただきます。



築城の民話「幣束をくわえたカラス」をモチーフにしたフェンスが学校や公園に設置されています。

那須烏山市 史跡烏山城跡保存活用計画

発行日 令和7（2025）年3月26日

編集・発行 那須烏山市教育委員会 生涯学習課 文化財グループ

〒321-0595 栃木県那須烏山市大金240番地

TEL 0287-88-6223

印刷 有限会社 吉成印刷